

エネルギー需給安定行動計画

～エネルギー構造改革の実現に向けた需給安定策の具体化～

平成23年11月1日

エネルギー・環境会議

エネルギー需給安定行動計画
～エネルギー構造改革の実現に向けた需給安定策の具体化～

目 次

はじめに ~ピーク不足とコスト上昇の回避に向けて	… 1
第1部 今夏のピーク電力不足対策の結果	… 1
1. 実績の全体像	… 1
2. 大口需要家	… 2
3. 小口需要家	… 3
4. 家庭	… 3
5. 今夏の節電実績の教訓	… 3
第2部 今冬の電力需給見通しとピーク電力不足への対応	… 4
1. 東日本における対応	… 4
2. 中西日本における対応	… 5
3. 平成23年度予算を活用した需給改善への支援	… 6
第3部 来夏の電力需給見通しとピーク電力不足への対応	… 7
1. 来夏の電力需給見通し	… 7
2. 来夏のピーク電力不足への対応	… 8
3. 見込まれる効果	… 13
4. より安定的な需給構造に向けた備え	… 14
第4部 電力コストの上昇抑制に向けた対応	… 16
1. 燃料代替に伴う約2割のコスト上昇のリスク	… 16
2. 需要家の省エネによる総需要抑制	… 16
3. 電力会社の経営効率化	… 17
第5部 まとめ	… 18
おわりに	… 19
別添1 需要家別の需給対策アクションプラン	
別添2 電力会社の需給対策アクションプランと政府としての対応	
別添3 政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン	

エネルギー需給安定行動計画

～エネルギー構造改革の実現に向けた需給安定策の具体化～

〔 平成 23 年 11 月 1 日 〕
エネルギー・環境会議決定

はじめに ～ピーク電力不足とコスト上昇の回避に向けて

エネルギー・環境会議は、原子力発電所の再起動が行われない場合に生じるピーク電力の不足と電力コストの上昇のリスクを極力回避するため、「エネルギー需給安定行動計画」を策定する。

行動計画は、7月29日に決定した「当面のエネルギー需給安定策」をより具体化したものである。行動計画に従い、予算措置や規制・制度改革などあらゆる政策を動員してエネルギー構造の改革を先行的に実施する。これにより、計画停電や電力使用制限を用いることなく、当面三年間のエネルギー需給安定を図り、空洞化の防止及び国民生活の安定化を図る。

第1部 今夏のピーク電力不足対策の結果

1. 実績の全体像

今夏、政府は、東京電力及び東北電力管内の需要家に対して、昨年夏の電力ピークに比べて▲15%の節電要請を行うとともに、大口事業者に対しては、電気事業法第27条に基づく使用制限を講じた。関西電力管内の需要家に対しては、▲10%以上の節電要請を行なった。その他の電力会社の管内の需要家に対しては、国民生活や経済活動に支障を生じない範囲での節電の要請を行った。

この結果、今年の需要・気温が高かった日と気温が同程度の日を選定して比較した場合、ピーク時の電力需要は、昨年に比べ、東京電力で▲19%、東北電力で▲18%、関西電力で▲8%となり、電力会社による供給力の積上げや機動的な電力融通等の対応と相まって、計画停電や需給ひっ迫による停電は回避することができた。

【表1：今夏の電力会社毎の電力需要状況】

最大ピーク需要(kW) (平日9~20時のピーク)	東京電力管内	東北電力管内	関西電力管内
数値目標(節電要請)	▲15%	▲15%	▲10%以上
最大ピークの対昨年比	▲19%	▲18%	▲8%
大口需要家	▲27% (使用制限あり)	▲18% (使用制限あり)	▲9%
小口需要家	▲19%	▲17%	▲10%
家庭	▲11%	▲18%	▲4%

※東京電力及び東北電力管内の大口需要家については、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限（▲15%）の対象。

2. 大口需要家（契約電力500kW以上の事業者）

最大ピーク需要の対前年比でみると、東京電力で▲27%、東北電力で▲18%、関西電力で▲9%であった。使用制限を課した東京電力、東北電力では、目標以上の節電が行われた。数値目標を提示しただけの関西電力でも、目標に応じた節電効果があった。

大口需要家のうち、産業部門に関しては、電気の使用目的が生産活動に直結しており、節電にはコストが伴った。休日・夜間へのシフトによる労務費増、自家発電活用による燃料費増などにより、相当のコストが発生した例もあった。¹

オフィスビルや店舗といった業務部門においては、冷房や照明が電力需要の太宗を占めており、照明の間引き、LED照明の導入、空調設定、エレベータの間引きなど、大きなコストをかけることなく、電気代を節約しながら、数値目標を実現した。

¹ 資源エネルギー庁が実施した事業者からのヒアリングによれば、自家発設備の設置、燃料費の増加、シフト後の人件費の増加等により数十億円のコスト増があったという指摘もある。

3. 小口需要家（契約電力 500kW 未満の事業者）

最大ピーク需要の対前年比でみると、東京電力で▲19%、東北電力で▲17%、関西電力で▲10%であった。各電力管内とも、節電要請に対応した自主的な数値目標でも目標に応じた節電効果が発揮された。

小口需要家のうち、産業部門に関しては、電気の使用目的が生産活動に直結しており、節電にはコストが伴った。休日・夜間へのシフトによる労務費増、自家発電活用による燃料費増などにより、相当のコストが発生した例もあった。

コンビニエンスストアなどの店舗を中心とする業務部門では、冷房や照明が電力使用の太宗を占めており、照明の間引き、LED照明の導入、空調設定、エレベータの間引きなど、大きなコストをかけることなく、電気代を節約しながら、節電を実行した。

4. 家庭

ピーク電力、販売電力量（8月）とも、節電要請にほぼ対応した成果があった。家庭部門においては、こまめな消灯、LED照明の導入、空調設定の工夫などにより、大きな支出をすることなく節電を実現した。

アンケート²でも、「無理のある節電行動だった（0.8%）」、「やや無理のある節電行動だった（5.0%）」との回答は少数となっている。また、約90%の家庭が「今後とも節電を続ける」と回答し、約65%の家庭が「節電要請があれば今後も▲10%以上の協力が可能」と答えている。

5. 今夏の節電実績の教訓

今後の電力需給対策を考える際には、生産活動に直結して電力を使用している産業部門と、主に冷暖房や照明で電力を使用する業務・家庭部門の実態を反映して、各需要家別に無理のない節電行動を継続・拡大していくことが重要である。

² 資源エネルギー庁が、民間事業者に委託して、東京電力及び東北電力管内の家庭から約1200世帯を無作為に抽出して実施。

第2部 今冬の電力需給見通しとピーク電力不足への対応

【表2：電力会社ごとの今冬（1月及び2月）の電力需給の見通し】

	(万kW)	東3社	北海道	東北	東京	中西6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9電力
1月	供給－需要 (予備率)	330 (4.6%)	71 (12.3%)	▲48 (▲3.4%)	307 (6.0%)	52 (0.6%)	145 (6.2%)	▲188 (▲7.1%)	33 (6.2%)	72 (6.7%)	24 (4.6%)	▲34 (▲2.2%)	382 (2.4%)
	最大電力需要	7,119	579	1390	5,150	8,662	2,342	2,665	528	1,074	520	1,533	15,781
	供給力	7,449	650	1342	5,457	8,714	2,487	2,477	561	1,146	544	1,499	16,163
2月	(万kW)	東3社	北海道	東北	東京	中西6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9電力
	供給－需要 (予備率)	305 (4.3%)	86 (15.3%)	▲6 (▲0.5%)	225 (4.4%)	38 (0.4%)	145 (6.2%)	▲253 (▲9.5%)	31 (5.9%)	72 (6.7%)	11 (2.1%)	32 (2.2%)	343 (2.2%)
	最大電力需要	7,083	563	1370	5,150	8,603	2,342	2,665	528	1,074	520	1,474	15,686
	供給力	7,388	649	1364	5,375	8,641	2,487	2,412	559	1,146	531	1,506	16,029

1. 東日本における対応

1) 東北電力への融通の確保と被災地への配慮

東日本全体での需給は+4.6%（1月）と最低限必要な予備率3%を上回る見込みであるが、東北電力の需給見通しは▲3.4%（1月）と厳しい。

このため、被災地の復興需要に配慮し、北海道電力及び東京電力が、東北電力に融通を行い、東北電力管内における需給バランスを確保する。

2) 一般的な節電の要請

東日本全体としての需給は最低限の予備率3%を上回るもの、通常必要とされる予備率8%には及ばない。火力発電所などの電源の脱落等のリスクに備え、政府は、計画停電や電気の使用制限は行わず、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲で節電に取り組むことを需要家に要請する。特に、東日本大震災の被災地においては、無理な節電を強いることのないよう、要請の際に配慮する。

節電期間：12/1（木）～3/30（金）の平日 9:00～21:00

（12/29, 12/30, 1/3, 1/4 を除く）

2. 中西日本における対応

1) 関西電力及び九州電力への融通の確保

中西日本全体で需給は+0.6%（1月）、+0.4%（2月）であり東日本よりも厳しい状態になる見通し。関西電力は▲7.1%（1月）、▲9.5%（2月）、九州電力は▲2.2%（1月）と厳しい見通しであり、まずは、両電力会社に対して、東日本も含む他の電力会社からの融通を確保する。

2) 関西電力及び九州電力管内の需要家に対する数値目標を提示しての節電要請

政府は、関西、九州両電力の管内の需要家に対し、数値目標を提示しつつ節電要請を行う。

【関西電力管内の需要家に向けて】

節電目標：前年同月比▲10%以上の使用最大電力の節電³

節電期間：12/19（月）～3/23（金）の平日 9:00～21:00
(12/29, 12/30, 1/3, 1/4 を除く)

【九州電力管内の需要家に向けて】

節電目標：前年同月比▲5%以上の使用最大電力の節電⁴

節電期間：12/19（月）～2/3（金）の平日 8:00～21:00
(12/29, 12/30, 1/3, 1/4 を除く)

【企業活動等に配慮したきめ細かな節電の実施】

企業活動等に大きな影響が及ぶ場合（病院や鉄道等ライフライン関係で機能維持に支障が出る場合や生産活動に実質的影響を及ぼす場合等）は、実質的影響を与えない範囲で当該企業等において目標を設定するよう要請する。

その際、例えば、当該企業の中で、オフィスビル等の削減幅を深掘りしつつ、工場等の節電目標を軽減するなど、柔軟な対応を可能とする。

³ 上記に定める節電期間・時間帯において、使用最大電力(kW)を前年同月の使用最大電力(kW)の90%を超えない水準に抑制すること。

⁴ 上記に定める節電期間・時間帯において、使用最大電力(kW)を前年同月の使用最大電力(kW)の95%を超えない水準に抑制すること。

【上記以外の期間の対応】

上記以外の期間で、中部、北陸、中国、四国電力管内の需要家に対する一般的な節電要請が行われる期間（12/29、12/30、1/3、1/4 を除く、12/1（木）～3/30（金）の平日）においては、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲で節電に取り組むことを需要家に要請する。

3) 中部、北陸、中国、四国電力管内の需要家に対する一般的な節電要請

政府は、中部、北陸、中国、四国の各電力会社管内の需要家に対しては、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲で節電に取り組むことを需要家に要請する。

節電期間： 12/1（木）～3/30（金）の平日 9:00～21:00
(12/29, 12/30, 1/3, 1/4 を除く)

3. 平成 23 年度予算を活用した需給改善への支援

平成 23 年度当初予算と補正予算を活用して、需要家による省エネ投資や供給力増強のための投資を支援する。高効率ガス空調、再生可能エネルギー、コジエネレーション、蓄電池、自家発電等の導入を促し、ピーク電力不足の解消に努める。

第3部 来夏の電力需給見通しとピーク電力不足への対応

1. 来夏の電力需給見通し

来夏の電力需給の状況については、定期検査に入った原子力発電所の再起動が行われず、昨年夏並みのピーク需要となった場合、約1割のピーク電力不足となる（▲1656万kWの需給ギャップ）。

今年の夏は電気の使用制限の発動などにより、東京・東北電力管内では、昨年比で▲15%超のピークカットを達成した。今夏の需要実績を前提とすれば、日本全体で+4.1%（638万kW）の予備率になる。しかしながら、電気の使用制限の発動は、生産・産業活動に大きな影響を与えることから、無理のない範囲での節電の定着を図ることが重要である。

他方、揚水発電の汲み上げ電力不足や、燃料の輸送制約、長期停止火力の復帰の遅れなどのリスクから、合計約▲3.1%（560万kW）の供給減のおそれがあることから、需給動向については定期的にフォローする必要がある。

【表3：電力会社ごとの来夏の電力需給の見通し】

1. 昨年並の猛暑を想定した最大電力需要の場合(原子力の再起動がなく、各社の供給力に原子力を全く含まない場合) [7/29 エネルギー・環境会議]													
8月	(万kW)	東3社	北海道	東北	東京	中西6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9電力
	供給－需要 (予備率)	▲834 (▲10.4%)	▲32 (▲6.4%)	5 (0.3%)	▲807 (▲13.4%)	▲823 (▲8.3%)	41 (1.5%)	▲605 (▲19.3%)	▲9 (▲1.5%)	33 (2.7%)	▲67 (▲11.3%)	▲216 (▲12.3%)	▲1,656 (▲9.2%)
	最大電力需要	7,986	506	1,480	6,000	9,968	2,709	3,138	573	1,201	597	1,750	17,954
供給力													
▲15.8% ▲18.0% ▲11.3% ▲12.8%													
東北／東京は電気の使用制限の発動、関西は数値目標付きの節電による効果													
（※来夏の供給力の見通しを前提として、需者が電気の使用制限令等を発動した本年並みと置いた場合の予備率の変化）													
2. 最大電力需要が今夏ピーク実績(電気の使用制限を行い、平年並みの暑さであり、IIP(鉱工業生産指數)が低かった今夏)と同程度の場合													
	(万kW)	東3社	北海道	東北	東京	中西6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9電力
	供給－需要 (予備率)	499 (7.5%)	▲11 (▲2.3%)	239 (19.2%)	271 (5.5%)	137 (1.5%)	230 (9.1%)	▲251 (▲9.0%)	32 (5.9%)	151 (13.9%)	▲15 (▲2.7%)	▲10 (▲0.6%)	636 (4.1%)
	今夏ピーク実績	6,653	485	1,246	4,922	9,008	2,520	2,784	533	1,083	544	1,544	15,661
供給力													

2. 来夏のピーク電力不足への対応

来夏の約1割のピーク電力不足リスクに対しては、計画停電や電気の使用制限を回避することを目指す。きめ細かな節電や電力供給拡大の努力を平成23年度当初予算と補正予算（直接的なピーク時電力対策は2353億円⁵、間接的な対策まで含めると合計5794億円）⁶と規制・制度改革（重点26項目）で後押しし、エネルギー構造の転換を図ることで、電力供給の確保について万全の対応をとる。

具体的には、

- 1) 見える化の徹底と市場メカニズムの活用（目標を共有し、スマートメーターも活用した電力消費の見える化や節電を促す料金メニューの拡充）
 - 2) 需要家による省エネ促進（需要構造の改革）
 - 3) 多様な主体が参加した供給力増強支援（供給構造の改革）
- の3本の柱でエネルギー構造の転換を図り、電力問題を解決する。

1) 見える化の徹底と市場メカニズムの活用

（節電目標の共有・電力消費の見える化・節電を促す料金メニューの拡充）

- 節電目標を共有し、スマートメーターも活用しつつ電力消費量を見える化し、節電を促す方向で料金メニューを体系的に改革することで、省エネの取組に対してインセンティブが働く仕組みを整備し、省エネ行動の定着を図る。
- このために政府は、適切な節電目標を提示するとともに、スマートメーター導入の加速化のための制度的枠組みを構築する。電力会社は、需給調整契約や柔軟な料金メニューの創設・拡充などを行う。これらにより、スマートグリッドの基礎を構築する。
- これらの環境整備は、需要家によるLED照明等の高効率照明、省エネ家電、省エネ設備等の導入といった節電行動の基礎となる。

①適切な目標の設定

- ・今夏の節電行動のレビュー結果を踏まえ、必要に応じて、適切な節電目標を設定する。来春を目途に具体的な節電目標を設定する。

⁵ このうち、「節電エコ補助金」は、経済産業省の23年度第一次、第三次補正予算の自家発電導入促進事業などを除いた、2024億円。.

⁶ 以下対策ごとに記載されている予算額は、平成23年度当初予算と補正予算で措置された予算項目の総額。なお、予算項目によっては、予算額の一部が対策に利用されるものや、予算額の一部の執行が来夏以降になるものも含むが、効果を切り離して計算することができないため、総額を計上している。

②目標の共有とでんき予報の徹底

- ・節電要請や各種広報を通じて、国民各層と目標を共有する。
- ・分野ごとの具体的な節電メニューの提示、でんき予報や需給ひつ迫警報の整備等の措置により、節電を促進する。

③スマートメーターの導入促進

- ・スマートメーターは、電力消費の見える化を実現し、需要家によるピークカットを促す料金契約（例えば、需給調整契約、時間帯別料金契約、ネガワット取引⁷契約など）を可能とするインフラである。今後5年間で、総需要の8割をカバーすることを目標に電力会社が集中整備を行うよう、政府として制度的な枠組みを構築する。
- ・また、スマートメーターの導入加速化に資するため、①スマートメーターとHEMS⁸との情報連携に必要なインターフェースの標準化、②その前提となる電力各社等から提供されるデータフォーマットの統一について、今年度中に行う。

④需給調整契約の普及

- ・電力会社において、特別高圧や高圧で受電している需要家に対して、契約対象となる需要家の拡充を含め、需給調整契約の普及拡大を図る。

⑤柔軟な電気料金メニューの創設・拡充

- ・需給調整契約の普及に加えて、電力会社において、スマートメーターも活用しつつ、需給動向を踏まえて時間帯区分を見直すなど、柔軟な料金メニューの創設・拡充を図る。
- ・スマートメーターの普及に伴い、節電を促す料金メニューの普及を見込む。年々その効果は拡大し、電力需給構造の大きな変革につなげる。
- ・併せて、高圧小口の需要家を対象に、契約電力の引き下げによる節電を促す取組を行う。

⑥スマートコミュニティーの実現

- ・地域単位で最適なエネルギー・マネジメントを行うスマートコミュニティーの確立に向け、実証事業を通じて課題の洗い出しを行い、ピーク時における需要抑制や自家発設備、太陽光発電などからの売電に対する阻害要因等の解決を行う。

⁷ ネガワット取引：ピーク時間帯に、需要家側が、一定の電力を削減するのに対し、電力会社側が対価を払う取引のこと

⁸ HEMS (Home Energy Management System) : 住宅のエネルギー管理システム

2) 需要家による省エネ投資の促進（需要構造の改革）

- 省エネ投資を促進する。このために平成23年度当初予算と補正予算を最大限活用する。
- 家庭部門に対しては、住宅の省エネ改修・設備導入、HEMS、蓄電池などの導入を支援する。
- 業務部門に対しては、ビル等の省エネ改修・設備導入、BEMS⁹、蓄電池などの導入を支援する。
- 産業部門に対しては、省エネ設備、蓄電池などの導入を支援する。
- 省エネ製品関連産業の支援、制度見直しを行うことで国内への省エネ製品・部品の普及を促すとともに国際的な産業競争力を強化する。

① HEMS／BEMSの導入促進 (300 億円 (23 年度予算総額。以下同じ。))

- ・スマートメーターと連携し、家庭やビル等におけるエネルギーの使用状況等を見える化するとともに、空調や照明等の自律的な制御を行うエネルギー管理システム（HEMS／BEMS）の導入を促進する。（エネルギー管理システム導入促進）

② 蓄電池の導入促進 (210 億円)

- ・夜間に電力を貯めて、昼間のピーク時に自律的な電力の利用が可能となる蓄電池を導入する。時間帯別料金メニューとセットで普及することにより、より大きなピークカットが期待される。（定置用リチウムイオン蓄電池導入支援）

③ 省エネルギー設備の導入促進 (151 億円)

- ・エネルギー消費量の大幅な削減が可能な省エネ設備（省エネ型冷凍倉庫、高性能モーターなど）の工場などへの導入を促進する。（エネルギー使用合理化事業者支援、エコリース促進、環境配慮型経営利子補給等）

④ 住宅・ビルの省エネルギー投資の促進（業務・家庭部門）(1824 億円)¹⁰

- ・電力需要における空調・照明の占める割合が高い住宅・オフィスビルに対して、高効率空調、高効率照明、建物の断熱化など省エネルギー投資を促進する。（建築物節電改修支援、高効率ガス空調導入支援、住宅エコポイント等）

⑤ 節電診断を活用した各主体による節電の取組の促進 (8 億円)

- ・産業、業務、家庭それぞれの分野で、その需要に応じて、無理のない自主的な節電を促進する。（節電ポテンシャル診断対策提案、省エネ無料診断）

⁹ BEMS (Building Energy Management System) : 建築物のエネルギー管理システム

¹⁰ 本対策の予算項目の中にはその一部が節電目的に利用されるものを含むが、予算額と効果が切り分けられないため、全額を計上している。

⑥省エネ製品・部品の生産拡大の促進

- ・省エネルギーを加速的に進めるに当たり、LEDをはじめとする省エネ製品・部品等のグリーンイノベーション分野の開発や製造能力拡大のための投資に対する支援を行う。(成長分野の国内立地補助金)

3) 多様な主体が参加した供給力増強支援（供給構造の改革）

- 電力会社以外の需要家が主体となった発電設備（分散型電源）への投資を促し、持続可能な供給構造を構築する。このために平成23年度当初予算と補正予算を最大限活用する。
- 規制・制度改革を活用し、産業、業務、家庭各部門で再生可能エネルギー導入、燃料電池・コジェネレーションシステムの導入を進める。また、自家発の参入拡大を促す規制・制度改革を進める。
- 発電に利用される燃料の安定供給のために資源・燃料戦略を推進する。再生可能エネルギー関連産業の支援を行うことで国内の再生可能エネルギーの普及を促すとともに、国際的な産業競争力を強化する。
- 電力会社自らが可能な限りの供給力増強の取組を行う。

① 再生可能エネルギーの導入促進 (1183億円)¹¹

- ・太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス発電、地熱発電等の再生可能エネルギーの導入を促進し、供給力の増強を図る。(新エネルギー等導入加速化支援等)

② 住宅用太陽光の導入促進 (1543億円)

- ・住宅向けの太陽光発電の導入を促進し、家庭自らの供給力の増強を図る。(住宅用太陽光発電導入支援)

③ 再生可能エネルギー関連製品の生産拡大の促進

- ・再生可能エネルギー導入を加速的に進めるに当たり、太陽光パネルなどの再生可能エネルギー関連製品等のグリーンイノベーション分野の開発や製造能力拡大のための投資に対する支援を行う。(成長分野の国内立地補助金)

¹¹ 本対策の予算項目の中には予算額の一部が再生可能エネルギーの導入に利用されるものを含む。また、予算額の一部は来夏まで執行されないが、ここでは全額を計上している。

④ 固定価格買取制度や規制・制度改革による再生可能エネルギーの導入促進

- ・平成24年7月に施行される固定価格買取制度によって再生可能エネルギーの導入を促進する。
- ・系統連系の円滑化、立地規制の見直し等の規制・制度改革を推進する。

⑤ 家庭用燃料電池の導入促進 (137億円)

- ・家庭用燃料電池システム（エネファーム）の導入を促進し、家庭部門における分散型電源として電力需要をまかなう。

⑥ 自家発・コジェネレーションシステムの導入促進 (438億円)

- ・産業、業務部門における分散型電源導入促進による災害に強い電力システム構築の観点から自家発電設備及びコジェネレーションシステムの導入を促す。
- ・コジェネレーションシステムの導入により電気及び熱の併給によるエネルギーの効率的利用を促す。

(自家発電設備導入促進、ガスコジェネレーションシステム導入支援等)

⑦ 自家発補給契約の見直し

- ・電力需給がひっ迫している中で、自家発の供給力の有効かつ積極的な活用の観点から、自家発設置時に必要なバックアップ契約（自家発補給契約）について、自家発設置者が通常の電力受給契約と切り離して、新規参入者（P P S）と契約することを実質的に可能とするなど、自家発補給契約に係る負担を引き下げる方向での取り扱いを行う。

⑧ 自家発余剰電力の有効活用

- ・需要家が自家発で発電した電気を、電力会社の系統（送電網）を活用して別の需要地にある自社又は関係会社等で有効活用することなどにより、需要家による節電の取組の選択肢を拡大する。

⑨ 資源・燃料戦略

- ・資源確保戦略の進化、産投資金¹²を活用したリスクマネーの供給力の強化、拠点となる製油所・油槽所・ガソリンスタンド（S S）などの整備、石油ガス基地・充填所の機能強化、石油備蓄制度の更なる強化、広域天然ガスパイプライン等の整備に関する調査を行う。

¹² 財政投融資の手法の一つ。国が保有するNTT株、JT株の配当金や(株)日本政策金融公庫の国庫納付金などを原資として行っている産業の開発及び貿易の振興のための投資資金のこと。

⑩ 電力会社自らによる追加供給

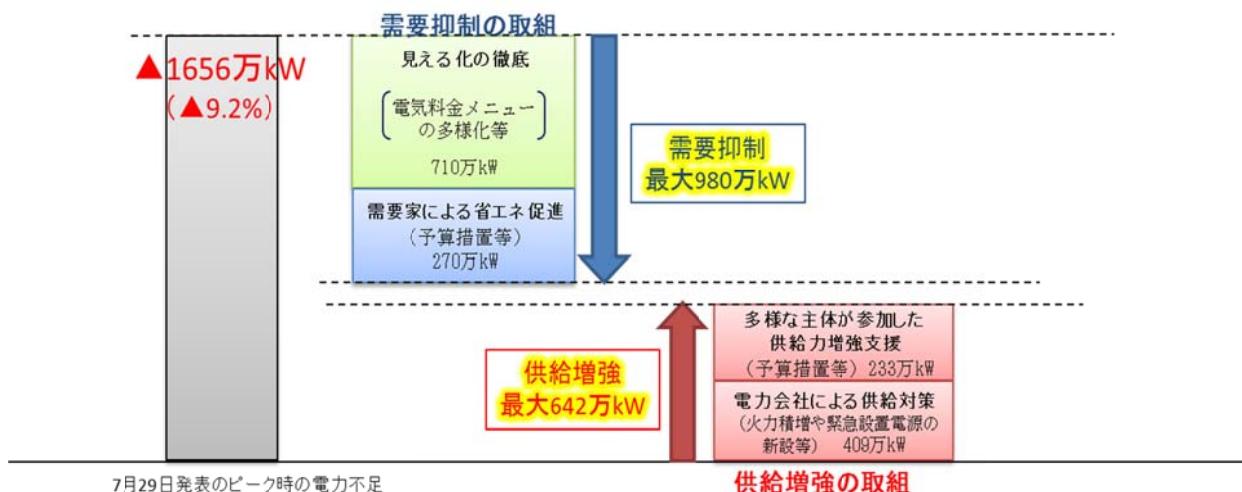
- ・長期停止火力の再稼働、発電所の定期検査時期の調整、自家発の活用、緊急設置電源の設置などによって、来夏には全国で 409 万 kW の供給力等を見込む。

3. 見込まれる効果

来夏には市場メカニズムを活用した電力システム対策により 710 万 kW、需要構造改革により 270 万 kW¹³、供給構造対策により 642 万 kW の効果が見込まれる^{14 15}。合計 1622 万 kW の需給ギャップ緩和につなげる。

需要構造改革や供給構造改革の効果は平成 24 年度のみならず、25 年度、26 年度にも及ぶ。エネルギー需給構造の改革を社会に定着させる。

【表 3：来夏のピーク電力不足への対応】



13 需要構造改革による効果には、予算措置のないLED照明や高効率エアコン、冷蔵庫等の省エネ家電の導入も見込んでいる。

14 太陽光発電及び風力発電については、平成 23 年度以降、平成 22 年度並の導入量があるものとして試算。

15 供給構造対策による効果には、平成 24 年 7 月に施行予定の再生可能エネルギー買取法（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）による効果は、買取価格や期間等が決定していないため考慮していない。

【表4：今後3年間に見込まれる効果】¹⁶

	平成24年夏	平成25年夏	平成26年夏
見える化の徹底と市場メカニズムの活用	710万kW	710万kW	710万kW
需要家による省エネ投資の促進（需要構造の改革）	270万kW	500万kW	653万kW
多様な主体が参加した供給力増強支援（供給構造の改革）	642万kW	727万kW	808万kW
合計	1622万kW	1936万kW	2171万kW

また、今回の需要構造対策と供給構造対策の中に盛り込まれている2000億円規模の節電エコ補助金は、最先端技術の先行需要を生み出し、我が国の環境・エネルギー技術力を更に高めることにもつながる。

4. より安定的な需給構造に向けた備え

以上により、対策の効果を1600万kW程度と見積もるが、以下の留意点や効果の変動要因等を考慮する必要があり、需給悪化のリスクが存在する。

- ①最低限必要とされる予備率3%（約540万kW）が確保されていないこと
- ②気温の変動次第では電力消費が増加すること
- ③火力や揚水発電の減少、燃料の輸送制約等により供給力が低下する可能性（現時点で約560万kWの供給減のリスクがある）があること
- ④政策支援の効果にはピーク時における気象条件や導入機器の利用状況によって幅が生じうこと

これらのリスクを踏まえ、きめ細やかな節電要請なども含めた需要家による省エネ行動の促進や、電力会社による供給力の積み増しを更に追求しつつ、節電の必要量も含め、来春を目途に、来夏の需給見通しをレビューする。

16 ○対策の効果については複数の対策によって達成されるものあるが、それぞれの対策ごとに推計したものを合計した。
○25年夏、26年夏の対策の効果の数値については24年夏からの累計の効果を示している。
○25年夏、26年夏に生じる追加的な効果が推計できない対策は24年夏の数字と同じ数字とした。
○予算だけではなく、政府の広報や他の制度等を通じて発現すると考えられる効果を推計に含める。
○電力会社の取組により発現すると考えられる効果も推計に含める。

また、来夏に向けて、今夏及び今冬の対策の結果の分析を踏まえ、来春を目途に需要家別の具体的な需給対策メニューを提示する。

第4部 電力コストの上昇抑制に向けた対応

1. 燃料代替に伴う約2割の電力コスト上昇のリスク

定期検査後の原子力発電所の再起動がない場合には、当面は火力発電が原子力発電による発電量を代替することとなる。その結果、燃料コストが年間約3兆円以上嵩む可能性があり、仮にこれをそのまま電気料金に転嫁した場合、約2割の電力コスト上昇を招く可能性がある。電力コストの上昇は、消費抑制や企業の収益悪化をもたらすのみならず、企業の立地選択や雇用に大きな影響を与えかねない。電力コスト上昇を極力回避することを基本方針とする。

2. 需要家の省エネによる総需要抑制

(1) ピークカット対策のうち電力総需要抑制に効果のある対策の実施

電力コストの上昇を回避するためには、総需要を抑制することが一つの方策である。前述のピーク電力不足対策の中でも、総需要抑制につながる以下の対策については、コスト上昇抑制策としても推進する。

- ①HEMS/BEMSの導入
- ②省エネルギー設備（省エネ型冷凍倉庫、高性能モーターなど）の導入
- ③住宅・ビルの省エネルギー投資（高効率空調、高効率照明、建物の断熱化など）の促進
- ④LEDをはじめとする省エネ製品・部品の製造能力拡大のための投資促進
- ⑤節電診断を活用した各主体による節電の取組の促進

(2) 電力消費の見える化による電力総需要抑制の加速

見える化の取組などピークカットを主目的とする取組も合理的な節電行動につながり、総需要の抑制にも効果をもたらす可能性が大きい。

3. 電力会社の経営効率化と政府の対応

(1) 電力会社による経営効率化の推進

電力コストの上昇を抑えるもう一つの方策は、電力会社の経営効率化によるコスト削減である。

(2) 電力会社のアクションプラン

政府は今般、各電力会社に対して、需給安定やコスト抑制に向けた自主的な取組の提出を要請し、これを電力会社による需給安定アクションプランとしてとりまとめた。別添2の「電力会社の需給対策アクションプランと政府としての対応」に詳細な内容を記している。

(3) コスト抑制に向けた電力会社の対応

「電力会社の需給対策アクションプランと政府としての対応」に基づき、各電力会社は、燃料、工事、修繕等の調達コストの低減に向けた効率化や、夜間・休日等における卸電力取引所経由での電源調達¹⁷といった取組を実施する。

また、「東京電力の経営・財務に関する調査委員会」報告の指摘の趣旨を踏まえつつ、更なる経営効率化を推進する必要がある。

具体的には、上記の経営効率化策に加えて、火力新規電源に係る入札の実施や調達物品等の仕様の統一化、電力会社による上流権益プロジェクトへの参画などの燃料調達コストの低減に向けた取組も実施する必要があると考えられる。

(4) 電力会社のコスト抑制促進に向けた政府の対応

政府は、「東京電力の経営・財務に関する調査委員会」報告を踏まえ、電気料金の制度・運用に関する見直しを速やかに行う。「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」での議論を進め、年明け以降、可能な限り早期に結論を得る。

また、個別電力会社の料金の妥当性については、電力会社の経営効率化を大前提として規制当局においてチェックすることとする。

¹⁷ 節電要請を行っている地域においても、電力需給状況にある程度余裕がある場合においては、電力会社が卸電力取引所に売電することは、全国的な需給ギャップの緩和と電力コスト削減に効果がある。

第5部 まとめ

政府は、原子力発電所の再起動がない場合であっても、我が国の経済社会や国民生活への影響を最小限に抑え、ピーク電力不足や電力コストの上昇を極力回避するために、ここで定めたエネルギー需給安定行動計画を実施し、エネルギー需給安定に万全を期する。

(1) 今冬のピーク電力不足への対応

- 計画停電や電気の使用制限は行わない。
- 関西電力と九州電力の需要家には、数値目標入りの節電を要請する（関西電力：▲10%以上、九州電力：▲5%以上）。なお、病院・鉄道等のライフライン、企業活動に大きな影響が及ぶ場合には一定の配慮を行う。

(2) 来夏のピーク電力約1割不足への対応

- 計画停電や電気の使用制限を回避することを目指す。
- 平成23年度当初予算と補正予算（直接的なピーク時電力対策は2353億円、間接的な対策まで含めると合計5794億円）、規制・制度改革重点26項目をはじめ、あらゆる政策を総動員し、ピーク電力不足を最小化する。
- 北海道、関西、四国、九州をはじめ、厳しい需給見通しとなる地域があり、数値目標を含むきめ細かな節電要請を検討する（具体的な対応は、来春を目途に数値をレビューの上、決定・公表）。

(3) 約2割のコスト上昇リスクへの対応

- 総需要抑制策と電力会社の経営効率化により、電力コスト上昇を極力回避することを基本方針とする。

(4) 需給ギャップ拡大のリスク要因と対応

- 来年夏の電力需給には、天候の影響や政策効果の幅、電力会社の供給力脱落などのリスクがある。
- このため、来夏の需給については、機動的にレビューを実施し、来春頃に国民に情報提供を行い、来春を目途にエネルギー・環境会議又は電力需給に関する検討会合において、最終的な来夏の需給を確定し、需要抑制目標の提示等を行う。

（5）原子力安全対策の徹底

- ピーク電力については、以上のように需給ギャップが拡大するリスクが存在する。また、原子力発電所の再起動がなければ、燃料代の負担増が生じることは避けられず、需要家による自家発導入等の社会全体でのコスト増も発生する。
- こうした中で、定期検査で停止中の原子力発電所の再起動については、事業者が行ったストレステストを原子力安全・保安院が評価し、さらにその妥当性を原子力安全委員会が確認した上で、地元の理解や国民の信頼が得られているかという点も含め、政治レベルで総合的な判断を行うこととする。
- その際、地元自治体に対しては、政府が前面に立って安全対策等について丁寧に説明し、理解を得るべく努力していく。

おわりに

本行動計画には、別添として3つのアクションプランを添付した。「需要家別の需給対策アクションプラン」は、主に需要家が国の支援を受けて取り組むべき対応、「電力会社の需給対策アクションプランと政府としての対応」は、電力会社において講じるべき対応、「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」は、国が民間の意見を聞きながらなすべき対応である。電力需給問題の解決に向けて、国、需要家、電力会社が整合的に行動するため、提示した。

エネルギー・環境会議は、

- ・需要家別のアクションプランの効果的な普及を図ると同時に、
- ・電力会社の需給対策及び経営効率化に向けた取組については、経済産業省が適切に把握、評価を行うこととし、
- ・規制・制度改革については行政刷新会議と連携して、年末に進捗報告、年度末に結論という手順で具体化し、
3つのアクションプランのフォローアップを行う。

(別添 1)

需要家別の需給対策 アクションプラン

需要家別の需給対策アクションプラン

需要家が国の支援を受けて取り組むべき対応として、「需要家別の需給対策アクションプラン」を策定する。

1656万kWとされている来夏のピーク電力不足に対応すべく、政府は、平成23年度当初予算と補正予算で直接目的としては2353億円、必ずしもピーク時電力需給対策を主目的とはしないが、間接的に効果があるものも含めると合計5794億円を活用して、政策支援を実施する。その他あらゆる政策を総動員し、来夏に向けて合計1622万kWの需給ギャップ緩和を見込む。

本アクションプランでは「見える化の徹底と市場メカニズムの活用」、「需要家による省エネ投資の促進」、「多様な主体が参加した供給力増強支援」という3つの視点から対策を整理し、ピーク時に電力需給ギャップをどの程度解消する効果があるのかを整理した。

また、産業部門、業務部門、家庭部門という各需要家の視点から、電力会社の取組及び予算措置による支援にどのようなものがあるのか整理した。

本アクションプランに記載されている支援を需要家が最大限活用して、より効果的な電力需給対策が実施されることを期待する。

なお、来春を目途に、本アクションプランをさらに具体化した需要家別の需給対策メニューを提示する。

エネルギー需給安定行動計画の全体像							
対策名	23年度予算額	平成24年夏	平成25年夏	平成26年夏	産業部門	業務部門	家庭部門
見える化の徹底(節電目標の共有、スマートメーターも活用した電力消費の見える化、節電すれば得になる契約の拡充)							
◎契約電力引下げ、料金メニュー見直し	—	280 万kW	280 万kW	280 万kW	○	○	○
◎需給調整契約の拡大(夏期等のピーク抑制)	—	250 万kW	250 万kW	250 万kW	○	○	
◎需給調整契約の拡大(需給ひつ追時のピーク抑制)	—	180 万kW	180 万kW	180 万kW	○	○	
合計	—	710 万kW	710 万kW	710 万kW			
需要家による省エネ投資の促進(需要構造の改革)							
●省エネ機器の導入(LED照明、高効率家電)	—	168 万kW	327 万kW	481 万kW	○	○	○
○省エネ設備の導入(高性能モーター等)	151 億円	49 万kW	49 万kW	49 万kW	○	○	○
○住宅・ビルの省エネ投資(二重窓断熱改修等)	1824 億円	17 万kW	23 万kW	23 万kW		○	○
○HEMS/BEMSの導入(ITを利用した空調等の制御)	300 億円	26 万kW	87 万kW	87 万kW		○	○
○蓄電池の導入(リチウムイオン蓄電池)	210 億円	3 万kW	6 万kW	6 万kW	○	○	○
○節電診断を活用した各主体による節電の取組	8 億円	7 万kW	7 万kW	7 万kW	○	○	
合計	2493億円	270 万kW	500 万kW	653 万kW			
多様な主体が参加した供給力増強支援(供給構造の改革)							
◎電力会社による供給力増強(火力、揚水等)	—	409 万kW	409 万kW	409 万kW	—	—	—
●再生可能エネルギーの導入(太陽光、風力)	—	108 万kW	145 万kW	223 万kW	○	○	○
○再生可能エネルギーの導入(予算措置による導入)	1183 億円	7 万kW	10 万kW	12 万kW	○	○	
○住宅用太陽光発電の導入(予算措置による導入)	1543 億円	75 万kW	117 万kW	117 万kW			○
○自家発・コジェネレーションシステムの導入(エネファーム)	438 億円	42 万kW	46 万kW	46 万kW	○	○	
○家庭用燃料電池システムの導入(エネファーム)	137 億円	1 万kW	1 万kW	1 万kW			○
合計	3301 億円	642 万kW	727 万kW	808 万kW			
対策合計	5794 億円	1622 万kW	1936 万kW	2171 万kW			

※1:予算額については23年度当初予算、3次にわたる補正予算項目の合計。額の中には全てが電力需給対策に利用されないものもある。

※2:対策の効果については複数の対策によって達成されるものもあるが、それぞれの対策ごとに推計したものを合計した。

※3:25年夏、26年夏の対策の効果の数値については平成24年夏からの累計の効果を示している。

※4:25年夏、26年夏に生じる追加的な効果が推計できない場合は24年夏の数字と同じ数字とした。

※5:●の項目については予算ではなく、政府の広報や他の制度等を通じて発現すると考えられる効果を推計して示した。

※6:◎については電力会社の取組による発現すると考えられる効果を示した。なお、供給力増強については、25年夏以降は更に上積みの可能性がある。

産業部門

見える化の徹底と市場メカニズムの活用

○スマートメーターの導入(5年で8割導入の推進)

- ・特別高圧及び高圧分野で5年ですべての需要家に導入することを目指し、低圧を含め、総需要の8割をカバーすることを目指す。BEMS等と組み合わせて活用することで節電につなげる。

○需給調整契約の拡大

- ・計画調整契約、隨時調整契約両方について契約を拡大し、ピーク需要に備える。

○料金メニュー見直し、契約電力の引下げ

- ・需要家による合理的な節電行動を促す料金メニューの導入と効果の拡大を図る。
- ・無理が生じない範囲での契約電力の引下げを行い、消費電力を抑制する。

省エネ投資の促進

○省エネルギー設備の導入促進

- ・高効率モーター等の省エネ生産設備の導入により電力消費を抑制する。

○蓄電池の導入促進

- ・夜間に蓄電した電力を昼間のピークに利用することでピークカットを行う。

○節電診断を活用した自主的な節電の取組の促進

- ・工場等に省エネ余地がないか診断し、対策につなげることでエネルギー効率を高め、節電につなげる。

供給力
増強支援

○再生可能エネルギーの導入促進

- ・太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱等、地域の特性に合わせた再生可能エネルギーを導入することで工場等の利用電力の一部をまかなう。

○自家発電設備の導入促進

- ・昼間のピーク時間帯等に自家発電施設を活用することで安定的な操業を行うことが可能となる。

○コジェネレーションシステムの導入促進

- ・電気と熱を併給するコジェネレーションシステムを導入することでエネルギー利用効率を高めることが可能となる。特に熱を利用する産業に有効。

業務部門

見える化の徹底と市場メカニズムの活用

○スマートメーターの導入(5年で8割導入の推進)

- ・特別高圧及び高圧分野で5年ですべての需要家に導入することを目指し、低圧を含め、総需要の8割をカバーすることを目指し、BEMS等と組み合わせて活用することで節電につなげる。

○需給調整契約の拡大

- ・計画調整契約、随時調整契約両方について契約を拡大し、ピーク需要に備える。

○料金メニュー見直し、契約電力の引下げ

- ・需要家による合理的な節電行動を促す料金メニューの導入と効果の拡大を図る。
- ・無理が生じない範囲での契約電力の引下げを行い、消費電力を抑制する。

○OBEMSの導入促進

- ・スマートメーターと連携し、ビル等におけるエネルギーの使用状況等を見える化するとともに、空調や照明等の自律的な制御を行うことで、電力需要を抑制する。

省エネ投資の促進

○ビルの省エネルギーの投資の促進

- ・高効率空調、高効率照明、建物の断熱化などの省エネ投資により、空調や照明等の消費電力を抑制する。

○蓄電池の導入促進

- ・夜間に蓄電した電力を昼間のピークに利用することでピークカットを行う。

○節電診断を活用した自主的な節電の取組の促進

- ・ビル、店舗等に省エネ余地がないか診断し、対策につなげることでエネルギー効率を高め、節電につなげる。

○再生可能エネルギーの導入促進

- ・太陽光、風力、小水力、バイオマス等、地域の特性に合わせた再生可能エネルギーを導入することでビルや店舗の利用電力の一部をまかなう。

供給力増強支援

○自家発電設備の導入促進

- ・昼間のピーク時間帯等に自家発電施設を活用することで安定的な操業を行うことが可能となる。

○コジェネレーションシステムの導入促進

- ・熱と電気を併給するコージェネレーションシステムを導入することでエネルギー利用効率を高める。

家庭部門

見える化の徹底と市場メカニズムの活用

○スマートメーターの導入(5年で8割導入の推進)

- ・今後5年で高圧を含む総需要の8割の需要家に導入することを目指し、HEMS等と組み合わせて活用することで節電につなげる。
- ・メーターとHEMSのインターフェースの標準化、電力会社等から提供されるデータフォーマットの統一を進める。

○柔軟な料金メニューの創設・拡充

- ・需要家による合理的な節電行動を促す料金メニューの導入と効果の拡大を図る。

省エネ投資の促進

○HEMSの導入促進

- ・スマートメーターと連携し、家庭におけるエネルギーの使用状況等を見える化するとともに、空調や照明等の自律的な制御を行うことで、電力需要を抑制する

○住宅の省エネルギー投資の促進

- ・窓、床の断熱により、建物の断熱性を高め、空調等の消費電力を抑制する。

○蓄電池の導入促進

- ・夜間に蓄電した電力を昼間のピークに利用することでピークカットを行う。

供給力
増強支援

○住宅用太陽光発電の導入促進

- ・住宅の屋根等に太陽パネルを設置することで晴れた日には昼間のピークに発電を行い、ピークカットに利用する。

○家庭用燃料電池システムの導入促進

- ・家庭用燃料電池システム(エネファーム)の導入を促進し、家庭部門における分散型電源として、効率的に電力需要と給湯需要をまかなく。

(別添2)

電力会社の需給対策アクションプラン と政府としての対応

電力会社の需給対策アクションプランと政府としての対応

はじめに

各電力会社は、原子力発電所の運転停止が広範に生じた場合でも、電力ピーク時の電力不足とコスト上昇を最小化するため、需給両面及びコスト面での具体的な対策を盛り込んだ「需給対策アクションプラン」を作成した。

「需給対策アクションプラン」は、

- ①電力会社と大口需要家等による需給調整契約などの「需要対策」
 - ②自家発の活用や、発電所の定期検査時期の調整などの「供給対策」
 - ③調達コストの低減に向けた取組みなどの「コストアップ抑制策」
- から構成されている。

以下、各社の具体的な取組の概要をまとめるとともに、これを受けた政府としての考え方や今後の対応について整理を行った。

1. 需要対策

(1) 需給調整契約の増加による対応

- ・電力会社による需要対策としては、特別高圧や高圧における需給調整契約の拡充が効果的である。需給調整契約には大きく分けて、計画調整契約と随時調整契約がある。
- ・計画調整契約については、10月末時点では、全国で約 630 万 kW 分の契約がある。これらの契約のうち、震災後に積み増された契約については、電力会社の 23 年度の需要想定に盛り込まれていないため、来夏の電力需要のピーク時においては追加的に約 250 万 kW の需給ギャップ緩和効果が期待できると試算される。
- ・また、随時調整契約については、10月末時点では、全国で約 500 万 kW 分の契約がある。随時調整契約については、電力会社の需要想定に織り込まれていないため、来夏の予備率がマイナスとなっている地域において発動がなされると仮定すると、来夏の電力需要のピーク時においては、実効見込み率を加味した 180 万 kW の需給ギャップ緩和効果が期待できると試算される。

(2) 柔軟な電気料金メニューの創設・拡充

- スマートメーターも活用した柔軟な料金メニューの拡充や契約電力の引下げによって、上記の需給調整契約に加えて、更なるピーク電力の削減が見込まれると試算される。例えば、本年夏においては、契約電力の引下げで、合計 280 万 kW のピーク電力の削減効果があったと試算されるが、需給動向を踏まえ、こうした取組を維持・拡大する。
- さらに、今後、スマートメーターの導入拡大により、需要家による合理的な節電行動を促す料金メニューの導入が可能となることから、年々その効果は拡大し、電力需給構造の大きな変革につながることが期待される。

【表 1：各社の需給調整契約・電力料金メニューの状況】

(今冬)

	北海道	東北	東京	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9電力
需要対策										
①需給調整契約の拡充	・新たなメニューを導入。	・新たなメニューを導入。	・今夏拡充した調整力を活用。	・新たなメニューを導入。	・新たなメニューを導入。	・現行メニューの活用。	・現行メニューの活用。	・新たなメニューを導入。	・新たなメニューを導入。	—
②目標 ※ 予備率がマイナスとなる社のみ。	—	15万kW	—	—	20万kW	—	—	—	13万kW	—

(来夏)

	北海道	東北	東京	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9電力
需要対策										
①需給調整契約の拡充	・新たなメニューを検討。	・今夏に拡充した契約を来期も活用。 ・新たなメニューを検討。	・今夏拡充した契約を活用。 ・新たなメニューを検討。	・現行メニューの拡充。 ・必要に応じ新たなメニューを検討。	・現行メニューの拡大・拡充。 ・新たなメニューを検討。	・現行メニューの拡大・拡充。	・現行メニューの拡大・拡充。	・現行メニューの拡大・拡充を検討。 ・新たなメニューを検討。	・現行メニューの拡大・拡充を検討。	—
【今夏の計画調整契約電力】 (来夏の最大電力需要に占める割合)	2万kW (0.4%)	42万kW (2.8%)	255万kW (4.3%)	111万kW (4.1%)	100万kW (3.2%)	12万kW (2.1%)	42万kW (3.5%)	27万kW (4.5%)	45万kW (2.6%)	約630万kW
【今夏の最大電力需要発生日において、平成23年度に新規契約した計画調整契約電力の実績値】	0万kW	31万kW	159万kW	8万kW	59万kW	2万kW	0万kW	0万kW	7万kW	約250万kW
【今夏の随時調整契約電力】 (来夏の最大電力需要に占める割合)	8万kW (1.6%)	18万kW (1.2%)	174万kW (2.9%)	71万kW (2.6%)	37万kW (1.2%)	15万kW (2.6%)	115万kW (9.6%)	29万kW (4.9%)	37万kW (2.1%)	約500万kW
(うち、実効調整力) ※ 予備率がプラスとなる社は発動の見込みが低いため、ゼロと設定。	4万kW	12万kW	113万kW	0万kW	26万kW	0万kW	0万kW	0万kW	26万kW	約180万kW
②ピークカットを促す低圧料金メニューの拡充・普及	・可能性を検討	・可能性を検討	・新たなメニューの検討	需給状況に応じて検討・実施	・現行メニューの活用状況に応じて新たなメニューを検討	・実務面での課題を見極めつつ、検討	・選択料金メニューの活用、拡充を検討	・選択料金の活用・拡充などを検討	・実施の要否を含め検討	—
③契約電力の引き下げの特例	—	・今夏に実施した契約の活用を検討。	・今夏に引き下げを実施済。	—	—	—	—	—	—	—

(3) スマートメーターの導入促進

- ・政府としては、「当面のエネルギー需給安定策～エネルギー構造改革の先行実施～」（平成23年7月29日エネルギー・環境会議決定）に基づき、需要家による合理的な節電行動を促す料金メニューの導入が可能とするインフラとして、今後5年間で、総需要の8割をカバーすることを目標にスマートメーターの集中整備を行うことを目標としている。
- ・「需給対策アクションプラン」においては、各社とも、特別高圧や高圧など、需給対策上の効果がより大きいと考えられる需要家から、順次スマートメーターの導入を進める予定であり、今後5年以内で、高圧以上のメーターのスマート化がほぼ完了する予定である。
- ・また、低圧用を含む需要家全体でみると、積極的なスマートメーターの導入を予定し、総需要の8割とする政府目標の達成はおおむね可能と考えられる電力会社がある一方で、自社の実証事業の結果を踏まえる必要があることや、HEMSとのインターフェース等の標準化を見極める必要があるといった理由から、低圧用メーターの導入は「検討中」としている電力会社もあり、これらの事業者においては、現時点では、5年後の導入見込みは総需要の6～7割程度にとどまると思込まれる。

(4) 政府の対応

- ・政府としては、スマートメーターの導入加速化に資するため、①スマートメーターとHEMSとの情報連携に必要なインターフェースの標準化、②その前提となる電力会社等から提供されるデータフォーマットの統一について、今年度中に結論を得るよう、検討を加速化する。
- ・加えて、電力会社によるスマートメーターの導入加速化を制度的に担保するための仕組みを速やかに構築する。

【表2：各社のスマートメーター導入等に関する取組】

	北海道	東北	東京	中部	関西	北陸	中国	四国	九州
系統利用・電力システム・その他									
①5年後のスマートメーター導入率(対総需要)	約6割	約6割	約8割	約8割	約8割	約7割	約6割	約6割	約6割
②高圧部門における対応	・5年後には高圧部門全体がスマートメーター化	・5年後には高圧部門全体がスマートメーター化	・5年後には高圧部門全体がスマートメーター化	・5年後には高圧部門全体がスマートメーター化	・5年後には高圧部門全体がスマートメーター化	・5年後には高圧部門全体がスマートメーター化	・5年後には高圧部門全体がスマートメーター化	・5年後には高圧部門全体がスマートメーター化	・5年後には高圧部門全体がスマートメーター化
③低圧部門における対応	・実証試験の結果を踏まえ検討。	・実証試験の結果を踏まえ検討。	・平成25年度から約10年で全戸導入。	・平成25年から本格導入を開始し、約10年で全戸導入。	・5年後で半数、約10年後で全戸導入。	・実証試験の結果を踏まえ検討。	・実証試験の結果を踏まえ検討。	・実証試験の結果を踏まえ検討。	・至近5年間は年間10～30万台、それ以降は年間50万台導入。約10年で約6割導入。
④系統の一体運用、連系送電網の整備、広域融通の強化の検討	・北本連系設備の早期の30万kW増強の具体的検討。 ・風力発電導入拡大を目的として、地域間連系線を活用した実証試験を実施。	・風力発電導入拡大を目的として、地域間連系線を活用した実証試験を実施	・風力発電導入拡大を目的として、地域間連系線を活用した実証試験を実施	・東清水FCを13.5万kW→30万kWへ増強(平成24年予定)。	—	—	—	—	—
⑤情報開示の強化・透明性の向上	・今冬を向けて需給状況等に関する情報提供を開始。	・需給状況等に関する情報提供を実施。	・需給状況等に関する情報提供を実施。	・需給状況等に関する情報提供を実施。	・需給状況等に関する情報提供を実施。(一般向けにはHP・スマティア等を活用。法人向けには個別訪問)	・需給状況等に関する情報提供を実施。	・需給状況等に関する情報提供を実施。	・需給状況等に関する情報提供を実施。	・需給状況等に関する情報提供を実施。(一般向けにはHP・スマティア等を活用。法人向けには個別訪問)

2. 供給対策

(1) 追加供給の見込みについて

- ・被災火力の復旧、発電所の定期検査時期の調整、自家発の活用、緊急設置電源の設置などによって、来夏には全国で409万kW¹の供給力の増加等を見込む。
- ・今後とも更なる供給力強化に取り組んでいく。

【表3：各社の追加対策後の供給力²】

(今冬)

	北海道	東北	東京	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9電力
供給力対策										
①火力・水力の定期検査・補修時期の調整	44万kW	—	—	14万kW	209万kW	59万kW	37万kW	15万kW	137万kW	515万kW
②被災火力の復旧	—	141万kW	106万kW	—	—	—	—	—	—	247万kW
③長期停止火力の再稼働	—	—	—	—	—	—	—	22万kW	—	22万kW
④自家発の活用	対応中	41万kW	139万kW	—	100万kW	3万kW	—	13万kW	9万kW	305万kW
⑤火力の増出力	—	10万kW	50万kW [*]	10万kW [*]	10万kW	—	—	2万kW [*]	13万kW	33万kW
⑥緊急設置電源の設置	—	4万kW	169万kW	—	—	—	—	—	—	174万kW
⑦揚水発電の活用	27万kW	68万kW	800万kW	335万kW	209万kW	10万kW	83万kW	38万kW	158万kW	1,729万kW
⑧機動的な電力融通	—	—	—	— (夜間最大▲70)	58万kW (夜間最大87)	▲3万kW (夜間最大▲3)	▲55万kW (夜間最大▲39)	—	— (夜間最大25)	—
⑨蓄電池の設置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

* 需給バランスが確保されているため、今冬の供給力対策には織り込んでいないが、緊急時には増出力が可能。

(来夏)

	北海道	東北	東京	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9電力
供給力対策										
①火力・水力の定期検査・補修時期の調整	25万kW	—	—	調整中	3万kW	25万kW	40万kW	▲35万kW	2万kW	60万kW
②被災火力の復旧 ^{*2}	—	41万kW	—	—	—	—	—	—	—	41万kW
③長期停止火力の再稼働 ^{*2}	—	—	—	—	45万kW	—	—	—	38万kW	83万kW
④自家発の活用	対応中	14万kW	146万kW	—	100万kW	—	—	13万kW	12万kW	285万kW
⑤火力の増出力	—	10万kW	60万kW	10万kW ^{*1}	10万kW	—	—	—	—	80万kW
⑥緊急設置電源の設置	—	87万kW	221万kW	—	—	—	—	—	—	308万kW ^{*3}
⑦揚水発電の活用	35万kW	71万kW	800万kW	400万kW	187万kW	11万kW	162万kW	52万kW	230万kW	1,948万kW
⑧機動的な電力融通	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑨蓄電池の設置	—	8万kW	—	—	—	—	—	—	—	8万kW

*1 需給バランスが確保されているため、来夏の供給力対策には織り込んでいないが、緊急時には増出力が可能。

*2 今冬に計上したものは、再掲していない。

*3 さらに+13万kWの設置可能性がある。

注1) 夜間融通等の受電不足に伴う揚水汲み上げ電力不足により、東京▲100万kW、関西▲78万kWの可能性あり。

注2) 燃料調達・輸送制約による石油火力及び揚水供給力減(九州▲337万kW)のおそれあり。

注3) 長期停止火力の復帰の遅れの可能性あり(関西▲45万kW)

¹ 7月29日のエネルギー・環境会議において示した来夏の見通しからの増加分。

² 【表3】の追加対策後の供給力とは、原則として平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降の積み増し後の供給力。

なお、需給動向については今後も変化すると見込まれるが、これらの追加供給対策後の現時点において想定される来夏の需給見通しについては以下のとおり。

	(万kW)	北海道	東北	東京	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	東3社	中西6社	9電力
8月	供給一需要 (予備率)	▲33 (▲6.6%)	▲28 (▲1.9%)	▲294 (▲4.9%)	7 (0.3%)	▲785 (▲25.0%)	12 (2.0%)	73 (6.1%)	▲49 (▲8.2%)	▲162 (▲9.3%)	▲356 (▲4.4%)	▲905 (▲9.1%)	▲1,261 (▲7.0%)
	最大電力需要	506	1,490	6,000	2,709	3,138	573	1,201	597	1,750	7,996	9,968	17,964
	供給力	473	1,462	5,706	2,716	2,353	585	1,274	547	1,588	7,640	9,063	16,703

※1 最大電力需要については昨年並の猛暑を想定。ただし、東北管内においては震災からの復興需要を考慮。

※2 これらの供給力強化以外に、緊急設置電源の新設等、更なる増強の可能性あり(+13万kW)。

注1) 夜間融通等の受電不足に伴う揚水汲み上げ電力不足により、東京▲100万kW、関西▲78万kWの可能性あり。

注2) 燃料調達に係る輸送力等の制約による石油火力及び揚水供給力減(九州▲337万kW)のおそれあり。

注3) 長期停止火力の復帰の遅れの可能性あり(関西▲45万kW) (合計▲560万kW)

(2) 自家発補給契約の見直し

- 自家発の供給力の有効かつ積極的な活用の観点から、自家発設置時に必要なバックアップ契約（自家発補給契約）について、自家発設置者が、通常の電力受給契約と切り離して新規参入者（P P S）と契約することを可能とするなど、自家発補給契約に係る負担を実質的に引下げる方向での取り扱いを行う。

(3) 自家発余剰電力の有効活用

- 需要家が自家発で発電した電気を、電力会社の系統（送電網）を活用して別の需要地にある自社又は関係会社等で有効活用することを可能とすることなどにより、需要家による節電の取組の選択肢を拡大する。

(4) 政府の対応

- 今回の震災により原形に復旧することが不可能となった自社の発電設備の電気供給量を補うために、東京電力・東北電力が当該発電設備に係る発電以外の場所で行う発電設備の設置の事業については、災害復旧事業として環境影響評価の適用除外とする措置について引き続き実施する。
- 電気事業法上の定期事業者検査の実施時期を延長する弾力的運用を引き続き実施する。
- 供給力については、電力会社による供給力の積み増しなどを更に追求しつつ、来春を目途にレビューを行うこととする。

3. コストアップ抑制策

(1) コスト抑制に関する基本的な考え方

- ・電力会社は、原子力発電所の運転停止に伴う火力発電所の燃料コストの上昇は、引き続き大きな課題となることを認識し、需給両面の対策によって電力の安定供給に万全を期するとともに、調達コストの低減と経営効率化に最大限取り組む。
- ・政府は、平成23年10月3日に取りまとめられた、「東京電力の経営・財務に関する調査委員会」報告を踏まえ、電気料金の制度・運用に関する見直しを速やかに行う。

(2) 調達コストの低減

- ・各電力会社においては、調達コストの低減に向けて、燃料・工事・修繕等の調達コストの低減に向けた効率化や、夜間・休日等における卸電力取引所経由での電源調達³といった取組を実施する。

(3) 経営効率化の取組み

- ・各電力会社においては、「東京電力の経営・財務に関する調査委員会」報告の指摘の趣旨を踏まえつつ、更なる経営効率化を推進することが必要と考えられる。
- ・また、火力新規電源に係る入札の実施や仕様の統一化、電力会社による上流権益プロジェクトへの参画など燃料調達コスト削減に向けた取組を積極的に行うことが必要と考えられる。

(4) 政府の対応

- ・「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」を立上げ、年明け以降、可能な限り早期に結論を得る。

³ 節電要請を行っている地域においても、電力需給状況にある程度余裕がある場合においては、電力会社が卸電力取引所に売電することは、全国的な需給ギャップの緩和と電力コスト削減に効果がある。

- 各電力会社の料金については、電力会社の経営効率化が大前提であるという観点から妥当性をチェックする。

【表4：各社のコストアップ抑制策】

	北海道	東北	東京	中部	関西	北陸	中国	四国	九州
コストアップ抑制策									
①調達コスト低減等に向けた効率化 (具体的削減額)	・国内炭の消費量増加で、40億円削減。 ※ただし、東日本大震災による災害復旧分を除く。	・平成23年度は、修繕費と一般経費を合わせて700億円、設備工事費を600億円削減することを目指す。	・H23年度は、当面の事業運営・経営合理化方針(5/20公表)および特別事業計画(申請中)に則り、委員会報告ペースで1,867億円以上の費用削減を目指す。	・平成23年度は、投資削減750億円、費用削減550億円、総額1300億円削減。	・平成20～22年度の平均で、投資約500億円、費用約200億円を削減。平成23年度は、費用を約100億円削減。	・平成23年度は修繕費と諸経費で約50億円を削減	・効率化により、50億円程度を目標に、費用低減を実施。 ・LNGの追加調達により、10億円の削減。	・平成23年度は、費用を約20億円削減。	・平成23年度は、投資・費用合わせて500億円程度削減。
(取組み状況)	・コストダウン良好事例の水平展開。 ・工事におけるさらなる費用低減。	・社長を議長とする「経営効率化推進会議」のもと、一層の経営効率化策を推進。 ・工法の見直し、工事や施策の取り止め、実施時期・内容の見直しによる工事費の抑制。	・設備投資の厳選化。	・経営効率化会議を設置し、コストダウンを推進。 ・工事の実施時期、範囲、工法の見直し、当面の支出を必要最小限に抑制。 ・経済的な燃料調達。 ・広報・販売活動や研究開発等の諸経費削減。	・社内委員会において収支改善の取り組み目標額を設定。 ・建設費抑制、新技術導入等による効率化。 ・サプライチェーンの全体最適化。 ・燃料調達の価格交渉における工夫や輸送効率の向上。	・これまでの取組みを継続しそれらをベースに更なる効率化に全社で取り組む。 ・新技術・新工法の導入、設備仕様の見直し等による効率化。 ・経済性に配慮した燃料・資金調達。	・これまでの効率化の取り組み(設備投資・修繕工事の効率化、従業員数の削減、SCM活動等)に加え、目標額を設定し、施策の中止・規模縮小等の費用低減を検討。 ・経済性に配慮した燃料調達。	・必要工事の厳選や設計の合理化の実施。 ・経済性に配慮した燃料調達。 ・広報・販売活動等の諸経費削減。	・計画の中止・繰延べ、規模縮小などを実施(H23年度)。 ・社長をトップとする経営対策会議を設置し、聖域なき効率化・コスト削減を検討(H24年度以降)。
②夜間・休日等における卸電力取引所経由での電源調達	・市場価格の推移をみながら、電力取引を実施。	・経済合理性にもとづき活用。	・経済的合理性にもとづき活用。	・経済的合理性にもとづき活用。	・経済的合理性にもとづき活用。	・需給状況に応じ、適切に活用。	・経済的合理性にもとづき機動的かつ積極的に活用。	・経済的合理性にもとづき活用。	・経済的合理性にもとづき活用。

(別添3)

政府のエネルギー規制・制度改革 アクションプラン

政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン

～電力システム改革、再生可能エネルギー導入、省エネルギーの推進に向けて～

目 次

はじめに ～規制改革アクションプランの目的	1
1. 第一の重点 ～電力システムの改革	1
(1) 分散型電源の活用拡大（自家発や再生可能エネルギー等の分散型原電の参入促進とこれを支える送配電事業の中立性・公平性強化）	
(2) スマートメーターの導入促進と柔軟な電気料金メニューの設定 (需要家に対するピークカット・省エネ行動を促す料金メニューの拡充・拡大)	
(3) 卸市場の活性化によるコスト低減	
2. 第二の重点 ～再生可能エネルギーの導入加速	7
(1) 太陽光発電	
(2) 風力発電	
(3) 地熱発電	
(4) 水力発電・バイオマス	
(5) 再生可能エネルギー電源共通項目	
3. 第三の重点 ～省エネルギーの推進	15
(1) 需要側における電力ピーク対策の導入	
(2) 蓄電池の利用拡大	
(3) 民生部門を中心とした省エネ規制の徹底・強化	
(4) 熱エネルギーの有効利用の促進	
おわりに ～規制・制度改革の重点課題の実行に向けたプロセス	21
別表 ～国民的な議論を深めるために	22

はじめに～規制改革アクションプランの目的

エネルギー・環境会議は、「当面のエネルギー需給安定策～エネルギー構造改革の先行実施～」¹に掲げる「エネルギー需給関連の規制・制度改革リスト²」を具体化した「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」（以下「規制改革アクションプラン」という。）を策定する。エネルギー需給安定行動計画本体や電力会社の需給対策アクションプランと相まって、エネルギー構造改革を先行的に実施し、当面のピーク時の電力不足と電力コストの上昇を最小化する。

規制改革アクションプランにおいては、①電力システムの改革、②再生可能エネルギーの導入加速（供給構造改革）、③省エネルギーの推進（需要構造改革）の3点を柱とし、現時点で政府が取り組むこととしている又は検討中の規制・制度改革事項を別表の「実施・検討事項詳細リスト」に取りまとめた。

その中から、重点課題を以下のとおり掲げる。これらの重点課題については、検討を担う各省から年末にエネルギー・環境会議に進捗状況を報告し、年度末には検討結果の報告を行う。これらの重点課題については、原則として、今年度中に結論を得て、速やかに措置する。

1. 第一の重点～電力システムの改革

第一が電力システムの改革である。その重点は、分散型電源も活用した電力事業への参入加速と需要家の主体的な行動に基づく省エネを加速するための対応であり、①分散型電源の活用拡大、②スマートメーターの導入促進と柔軟な電気料金メニューの設定、③卸市場の活性化によるコスト低減の3点である。

ここで掲げる規制・制度改革項目は、当面のエネルギー需給安定対策の一環として、来年夏の電力需給問題の解決に資する比較的即効性のある事項を取りまとめたものである。したがって、これらの重点事項は今年度中に結論を得て、速やかに措置することを原則とする。

なお、電力システムの改革に関しては、ここで取り上げる項目に限定されるものではない。エネルギー・環境会議が中間的な整理³で示した考え方を踏まえ、発送電分離や原子力事業の在り方も含めた電力改革について、政府内で検討を進める。

¹ 「当面のエネルギー需給安定策～エネルギー構造改革の先行実施～」（平成23年7月29日エネルギー・環境会議決定、平成23年8月5日閣議決定「日本再生のための戦略に向けて」別紙1）

² 「エネルギー需給関連の規制・制度改革リスト」の項目のうち、原子力関連については、別途検討が行われる。

³ 『『革新的エネルギー・環境戦略』策定に向けた中間的な整理』（平成23年7月29日エネルギー・環境会議決定、平成23年8月5日閣議決定「日本再生のための戦略に向けて」別紙2）

(1) 分散型電源の活用拡大（自家発や再生可能エネルギー等の分散型原電の参入促進とこれを支える送配電事業の中立性・公平性強化）

○重点番号1：自家発補給契約の見直し

【改革の方向性】

自家発等の保有者は、発電機を系統に連系する際の事実上の要件として、自家発の故障等に備えた自家発補給契約（バックアップのための売電契約）を電力需給契約とセットで締結することを求められている。自家発の供給力の有効かつ積極的な活用の観点から、自家発補給契約のみを異なる電気事業者と締結することを実質的に可能とするなど、自家発保有者の負担を実質的に引き下げる方向でルールを見直す。

【検討の対象】

対象：ガイドライン等で手続等を明記の上、関係事業者の適切な対応を促す
検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・23年度中に結論、速やかに措置。

○重点番号2：インバランス料金の引き下げ

【改革の方向性】

発電事業者の事故時のリスクを低減させ、自家発等の積極的な活用を図る観点から、夜間等、需要の低い時期等において、特定規模電気事業者及び卸電力取引所利用時の託送に係る同時同量ルールに基づくインバランス料金の水準を客観的データに基づいて大幅に引き下げ、その関連データを公開する方向で見直す。

【検討の対象】

対象：ガイドライン等で手続等を明記の上、一般電気事業者の託送供給約款の改定を促す
検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・23年度中に結論、速やかに措置。

○重点番号 3：自家発余剰電力の有効活用

【改革の方向性】

電力需給が逼迫している中で、需要家が自家発で発電した電気を、電力会社の系統（送電網）を活用して別の需要地にある自社又は関係会社等で有効活用することなどにより、需要家による節電の取組の選択肢を拡大する。

【検討の対象】

対 象：一般電気事業者による運用

検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 速やかに結論、年内に措置（今冬の需給対策としても活用）。

○重点番号 4：送電における広域的運用の実施

【改革の方向性】

再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、特に東日本地域において、隣接する一般電気事業者の調整力（余剰電力発生時等の下げしろ等）を活用することにより、風力発電等の導入量を拡大する方向で運用を見直し、その内容を公表する。

中期的には、再生可能エネルギーの導入拡大や自家発等を活用した広域的な電力供給を更に促すため、50 ヘルツ地域、60 ヘルツ地域全体でインバランス算定を行うとともに、30 分一定量の計画値によらずとも連系線の利用を可能とすることを含めて検討する。

【検討の対象】

対 象：一般電気事業者による運用

検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 23 年度中に結論、速やかに措置。

○重点番号 5：再生可能エネルギーの優先接続・優先給電ルールの整備

【改革の方向性】

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法で規定された、再生可能エネルギーの系統への接続について電力会社が接続を拒否できる場合を具体的に定める等、再生可能エネルギーの多様なプレーヤーによる導入を促すための接続ルールを整備、公表する。また、一般電気事業者は接続の可否の判断について接続申請者に対し説明責任を負い、紛争となる場合には、一般電気事業者が一義的な举証責任を負う方向で、中立的な第三者が裁判外紛争処理（ADR）を行うよう、ルールを策定する。

【検討の対象】

対 象：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に係る制度整備、送配電等業務支援機関ルールの改定

検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案成立（平成 23 年 8 月）
- ・ 電気事業法の一部改正法案成立（平成 23 年 8 月）
- ・ 23 年度中に結論、再生可能エネルギーの買取制度の導入に合わせて措置。

（2）スマートメーターの導入促進と柔軟な電気料金メニューの設定

（需要家に対するピークカット・省エネ行動を促す料金メニューの拡充・拡大）

○重点番号 6：柔軟な料金メニューの設定による需要家に対するピークカット・省エネの誘因強化

【改革の方向性】

産業・業務・家庭すべての部門において需給動向の変化を踏まえた柔軟な料金メニューを設定し、需要家による主体的なピークカット・省エネ促進に向けたインセンティブを強化する。

【検討の対象】

対 象：一般電気事業者による供給約款・選択約款等

検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策～エネルギー構造改革の先行実施～」において、方向性の提示
- ・ 23年度中に結論、速やかに措置

○重点番号7：スマートメーターの導入加速化のための制度的枠組み

【改革の方向性】

スマートメーターを今後5年以内に総需要の8割まで集中整備するとの政府目標に向け、一般電気事業者によるメーターの加速的な導入を制度的に担保する仕組みを整備する。併せて、スマートメーターの導入インセンティブを付与する観点から、計量法に基づく検定手数料を引き下げる方向で見直しを行う。

【検討の対象】

対象：（スマートメーター導入）新規に制度的に担保する仕組みを整備
(計量法に基づく検定料) 計量法関係手数料令
検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策～エネルギー構造改革の先行実施～」において、導入目標の前倒しが決定（5年以内に総需要の8割）
- ・ 23年度中に結論、短期的導入策（高圧部門）、導入ロードマップ（低圧部門）を策定。検定手数料は23年度内に結論、速やかに措置。

○重点番号8：スマートメーターのインターフェース標準化

【改革の方向性】

家庭におけるエネルギー使用情報の活用による一層の省エネを図るべく、スマートメーターとHEMSとの情報連携に必要なインターフェースの標準化及びその前提となる電力各社等から提供されるデータフォーマットの統一を行う。

【検討の対象】

対象：ガイドライン等の新規策定
検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策～エネルギー構造改革の先行実施～」において、導入目標の前倒しが決定（5年以内に総需要の8割）
- ・ 23年度中に結論、速やかに措置。

(3) 卸市場の活性化によるコスト低減

○重点番号9：卸・IPPの発電余力の活用

【改革の方向性】

卸電気事業者及び卸供給事業者（IPP等）については、通常、一般電気事業者との契約において40～80%の利用率をベースとした発電パターンが定められているが、夜間等の発電余力を活用することは、社会全体としてのコスト低減に資する。このため、卸電気事業者及び卸供給事業者に対し卸電力取引所等を通じた売却、一般電気事業者及び特定規模電気事業者（PPS）に対し積極的な電源調達をそれぞれ促す観点から、卸供給契約とは別途、発電した電力の売買が可能となるよう措置する。

【検討の対象】

対象：電気事業法第22条の解釈の見直し、ガイドライン等で手続等を明記
検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 速やかに結論、年内に措置（今冬の需給対策としても活用）。

2. 第二の重点～再生可能エネルギーの導入加速

第二が再生可能エネルギーの導入加速である。再生可能エネルギー電源に共通する課題としては、①系統連系の円滑化、②立地規制の見直し、③新技術・新製品に対応した保安規制の見直しの3点が挙げられる。

①系統連系の円滑化

電力系統への接続等に関するオープンアクセスルールを整備するとともにその厳格な運用を確保するなど、再生可能エネルギーの導入の前提となる共通基盤として極めて重要である系統連系を円滑化する。(例：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定された接続義務に関するルールの早期策定と実行、電気事業法改正に規定された送配電等業務支援機関による紛争処理の仕組みの早期実行、再生可能エネルギー導入のための系統強化のプランの早期策定・実行など)。

②立地規制の見直し

立地地点・利用場所ごとに求められる開発許可や権利調整等について、手続の簡素化・柔軟化・許可要件の明確化を行う(例：自然公園法の許可要件の明確化、耕作放棄地等の有効利用を図るための農地法・森林法の特例的措置、工場立地法上の手続きの見直しなど)。

なお、立地規制の見直しに際しては、農林水産業等との連携も含め、地域における合意を形成していくような取組も行う。

③新技術・新製品に対応した保安・安全規制等の見直し

技術進歩等による安全性の向上等を踏まえ、保安規制・安全規制を合理化する(例：大規模太陽光発電に関する電気事業法上の保安規制の見直しなど)。

来年7月から施行予定の固定価格買取制度と相まって、再生可能エネルギーの導入の起爆剤になるよう、第一の重点である電力システムの改革(重点番号4及び5)に掲げられた系統利用や系統強化に関する制度整備に鋭意取り組むことに加え、以下に掲げる電源別の重点課題について取組・検討を加速する。これらの課題については、自然公園や森林の保護、農地の確保、安全の確保といった観点との両立を図りながら、今年度中に結論を得て、速やかに措置することを原則とする。

(1) 太陽光発電

太陽光発電は、他の再生可能エネルギー電源よりも比較的短期に設置が可能であり、短期の需給対策としての効果も期待できる。太陽光発電設備は、電気事業法上の電気工作物や工場立地法上の生産施設として位置づけられているが、新技術・新

製品の登場に対応した規制の在り方の見直しや各種手続きに要する期間の短縮・透明化が課題となる。

○重点番号 10：電気事業法上の保安規制の見直し

【改革の方向性】

500kW 以上の太陽光発電設備に求められる工事計画届出及び使用前安全管理検査の不要範囲を拡大するとともに、使用前安全管理検査における負荷遮断試験等の試験方法を合理化する。

【検討の対象】

対 象：電気事業法施行規則第 65 条、別表第 2（工事計画届出の対象）
「電気事業法施行規則第 73 条の 4 に定める使用前自主検査の方法の
解釈」
検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・ 22 年 9 月に閣議決定された「工事計画届出・審査等の対象外となる太陽光発電の範囲拡大」の前倒し実施及び内容拡充。
- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 工事計画届出及び使用前安全管理審査の不要範囲拡大については、23 年度中に結論、速やかに措置。
- ・ 負荷遮断試験棟の試験方法合理化については、24 年度中に結論、速やかに措置。

○重点番号 11：工場立地法上の取扱いの見直し

【改革の方向性】

メガソーラー（1000kW 以上の大規模太陽光発電施設）の立地制約として指摘されている工場立地法上の生産施設面積規制について検討し、所要の見直しを行う。

【検討の対象】

対 象：工場立地法第 4 条に基づく準則改正
検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・21年12月の閣議決定を踏まえ、22年6月に自家消費用の太陽光発電設備の設置面積を環境施設面積に算入可能とする規制・制度改革を実施済み。売電用の太陽光発電設備に関する取扱については、今回新たに検討する項目。
- ・23年度中に結論、速やかに措置。

(2) 風力発電

風力発電の適地は、住居エリアから離れた風況の良い場所、主に山間部の山稜部や港湾・海岸近辺であり、これらの土地利用に関する規制のうち、立地調整の円滑化が重要課題となる。また、今後の開発拡大に期待が寄せられている洋上風力発電については、その導入の円滑化に向けた制度環境を整備することが課題である。

○重点番号12：自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインの見直しの検討

【改革の方向性】

風力発電の適地の一部は自然公園内にも存在する。自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについて、事業者等の意見を聴取した上で、風力発電の特性を踏まえた見直しを行うことを検討する。

【検討の対象】

対象：「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」
検討の場：環境省

【結論を得る時期等】

- ・22年6月の閣議決定に基づき、23年3月にガイドラインを策定・公表。
- ・エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目
- ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・23年内に事業者等の意見を聴取した上で、見直しを検討。

○重点番号13：洋上風力発電に関する制度環境の整備

【改革の方向性】

洋上風力発電に関する制度環境を整備すべく、大規模な総合実証実験海域の整備や、漁場利用との調整円滑化に向けた仕組みを検討するとともに、建築基準法、電気事業法その他の関係法令上の取扱い等の諸規制の適用のあり方について整理・検討する。

【検討の対象】

対 象：海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針（仮称）の

策定、洋上風力に関する諸規制についての整理・検討

検討の場：総合海洋政策本部、国土交通省、経済産業省、その他関係省庁

【結論を得る時期等】

- ・ 20年3月に閣議決定された「海洋基本計画」において、洋上風力発電の実用化に向けて、必要な取組や検討を進めていくこととされている。
- ・ 22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、漁業協同組合との連携等による洋上風力開発の推進等への道を開くこととされている。
- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針（仮称）については、23年中に検討開始、24年春頃に総合海洋政策本部会合で決定し、逐次措置。
- ・ 洋上風力に関する諸規制についての整理・検討については、23年度中に検討開始、結論を得られたものから逐次措置。

(3) 地熱発電

地熱発電は、出力が安定しており、設備利用率も高いといった特徴を有する。地熱資源は、火山国である我が国に豊富に存在するエネルギー資源である一方で、森林地域や自然公園に集中して存在している。地熱発電を推進するために、これらの地域における自然公園法等に基づく立地規制の許可要件の明確化とともに、温泉利用等との調整も重要課題である。

○重点番号 14：自然公園法に基づく立地規制の許可要件の明確化等（地熱発電）

【改革の方向性】

地熱発電施設を当分の間6か所に限定するという通知を廃止し、傾斜掘削による自然公園の地下開発であれば許可可能である旨通知するとともに、自然公園の区分や開発段階（地表探査、掘削調査、発電設備設置等）ごとに、許可が可能となる要件や方法を検討し、明確化する。併せて、具体的な案件を対象に関係者の合意形成・連携促進のための優良事例の形成を図る。

【検討の対象】

対 象：自然公園法施行規則第11条、地熱発電に係る過去の通知

検討の場：環境省

【結論を得る時期等】

- ・ 22年6月の閣議決定において、地熱発電に係る過去の通知を見直し、傾斜掘削について、個別に判断する際の考え方を明確にするとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画であれば許可できる旨新たに通知するための調査・検討に着手することとされている。
- ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目
- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 23年度中に結論、速やかに措置。

○重点番号15：温泉法における掘削許可の判断基準の考え方の策定

【改革の方向性】

地熱発電のための掘削が温泉に及ぼす影響について、関係者に意見を聴取の上、科学的に検討を行い、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定する。

【検討の対象】

対象：温泉法第4条の運用
検討の場：環境省

【結論を得る時期等】

- ・ 22年9月の閣議決定において、地熱発電を推進するため、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう23年度中を目途に通知することとされている。
- ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目
- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 23年度中に結論・措置。

(4) 水力発電・バイオマス

小水力発電やバイオマスについては、地域資源の有効活用策としても期待が寄せられている。

小水力発電に関しては、過去に閣議決定された改革事項を含め、一連の規制・手続き等に関して、見直しを進めていく。具体的には、従属発電に係る水利使用許可手続の簡素化・標準処理期間の短縮化、一定の水力発電に係る河川環境調査等の不要化を行うとともに、発電水利権の許可手続に関する相談窓口を設置する。加えて、小水力発電施設に係る構造基準の検討、河川環境への影響度に係る調査研究を

行う。

バイオマスについては、実態把握を行いつつ、バイオマス資源の利用円滑化に向けた規制・制度面の見直しについて検討を進めていく。

(5) 再生可能エネルギー電源共通項目

再生可能エネルギーの導入加速に向けた重要課題である①系統連系の円滑化、②立地規制の見直し、③新技術・新製品に対応した保安規制の見直しについて(1)～(4)で掲げた重点事項に加えて、再生可能エネルギーに共通の重点事項は以下の通り。

太陽光発電、風力発電といった個々の電源に着目するだけでなく、こうした共通項目についても、再生可能エネルギーの導入加速に向けた制度環境を整備することが重要課題である。

○重点番号16：農山漁村における導入促進に係る農林地等の利用調整の円滑化

【改革の方向性】

農山漁村において再生可能エネルギーの導入を促進するため、食料供給及び国土保全と両立する土地等の利用調整に関する適切な方針に基づき再生可能エネルギー発電施設を導入する場合の農地法、森林法の特例、耕作放棄地の集約化や農地の換地に関する特例措置等を講ずるための制度の創設に関する課題について検討を行う。

【検討の対象】

対 象：農地法、森林法など

検討の場：農林水産省

【結論を得る時期等】

- ・23年度中に結論を得る。

○重点番号17：国有林野における許可要件・基準の見直し

【改革の方向性】

再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業（熱供給や蒸気供給等）に公共性・公益性を認めることも視野に入れつつ、これらの事業の用に国有林野を使用させる場合について明確化するよう関係省庁間で検討・整理する。

【検討の対象】

対 象：再生可能エネルギー発電事業等の用への国有林野の使用に係る関係
法令等
検討の場：財務省、農林水産省

【結論を得る時期等】

- ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」
掲載項目
- ・23年度中に検討・結論。

○重点番号 18：地球温暖化対策地方公共団体実行計画における再生可能エネルギー等導入の位置づけ強化

【改革の方向性】

地方公共団体が主導した再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入促進のため、地球温暖化対策法において策定義務が課されている地方公共団体実行計画における導入目標の設定の在り方、条例との連携等について検討する。

【検討の対象】

対 象：地球温暖化対策推進法（地方公共団体実行計画策定マニュアルを含む）
検討の場：環境省

【結論を得る時期等】

- ・エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目
- ・23年度に検討開始、24年度中に措置。

○重点番号 4：送電における広域的運用の実施（再掲）

【改革の方向性】

再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、特に東日本地域において、隣接する一般電気事業者の調整力（余剰電力発生時等の下げしろ等）を活用することにより、風力発電等の導入量を拡大する方向で運用を見直し、その内容を公表する。

中期的には、再生可能エネルギーの導入拡大や自家発等を活用した広域的な電力供給を更に促すため、50ヘルツ地域、60ヘルツ地域全体でインバランス算定を行うとともに、30分一定量の計画値によらずとも連系線の利用を可能とすることを含めて検討する。

【検討の対象】

対 象：一般電気事業者による運用

検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・23年度中に結論、速やかに措置。

○重点番号5：再生可能エネルギーの優先接続・優先給電ルールの整備（再掲）

【改革の方向性】

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法で規定された、再生可能エネルギーの系統への接続について電力会社が接続を拒否できる場合を具体的に定める等、再生可能エネルギーの多様なプレーヤーによる導入を促すための接続ルールを整備、公表する。また、一般電気事業者は接続の可否の判断について接続申請者に対し説明責任を負い、紛争となる場合には、一般電気事業者が一義的な举証責任を負う方向で、中立的な第三者が裁判外紛争処理（ADR）を行うよう、ルールを策定する。

【検討の対象】

対 象：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に係る制度整備、送配電等業務支援機関ルールの改定

検討の場：経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案成立（平成23年8月）
- ・電気事業法の一部改正法案成立（平成23年8月）
- ・23年度中に結論、再生可能エネルギーの買取制度の導入に合わせて措置。

3. 第三の重点～省エネルギーの推進

第三が省エネルギーの推進である。その重点事項は、①需要側における電力ピーク対策の導入、②蓄電池の利用拡大、③民生部門を中心とした省エネ規制の徹底・強化、④熱エネルギーの有効利用の促進の4点である。これに加え、第一の重点である電力システムの改革に掲げられている電気料金制度改革（重点番号6, 7, 8）や、需要家保有の分散型電源の導入拡大に資する制度改革（重点番号1～5）を取り組むことにより、エネルギーの需要構造改革を促すものであり、今年度中に解決することを原則とする。

（1）需要側における電力ピーク対策の導入

これまでの需要側の対策は、化石燃料資源の使用抑制が中心であったが、東日本大震災に伴う大規模な電力の供給制約という新たな課題の顕在化、エネルギー制御システムや再生可能エネルギー、蓄電池・蓄熱槽の技術進歩等を踏まえ、需要側の追加対策として、ピーク対策の導入を検討する。

○重点番号19：省エネ法における電力ピーク対策の積極評価

【改革の方向性】

工場等のエネルギー対策において、エネルギー使用量の原単位改善に加え、太陽光発電やコジェネレーション、自家発等の分散型電源、蓄電池等によるピークの平準化を総合的に評価できる体系とする。ピークシフトの目標を設定し、その目標を達成すれば、エネルギー使用量の原単位改善目標を緩和できることとすることについて検討する。

【検討の対象】

対象：省エネ法

検討の場：経済産業省 総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会

【結論を得る時期等】

- ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策」掲載項目
- ・ エネルギー・環境会議「革新的エネルギー・環境戦略に向けた中間的な整理」掲載項目
- ・ 23年内に検討を開始し、結論を得られたものから逐次措置。法的対応が必要な場合には次期通常国会で提出。

○重点番号 20：需要側の電力ピーク対策における供給事業者側の協力

【改革の方向性】

需要側において電力ピーク対策を実施するためには、エネルギー情報を把握するエネルギー供給事業者からの協力が必要不可欠である。そのため、個々の需要家に対するエネルギー情報の提供、スマートメーターの導入等から構成される協力計画の策定・公表を義務づけることについて検討する。

【検討の対象】

対 象：省エネ法

検討の場：経済産業省 総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会

【結論を得る時期等】

- ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策」掲載項目
- ・ エネルギー・環境会議「革新的エネルギー・環境戦略に向けた中間的な整理」掲載項目
- ・ 23 年中に検討を開始し、結論を得られたものから逐次措置。法的対応が必要な場合には次期通常国会で提出。

(2) 蓄電池の利用拡大

ピーク時の電力不足、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入促進、街まるごとのスマートシティ化の対応として、蓄電池の利用を拡大していくことが重要である。特に、近年大型化が進んでいる定置用リチウムイオン蓄電池については、我が国が優れた技術を有する分野であり、その実用化・市場化を加速するためにも、安全規制を適正化していくことが重点課題である。

○重点番号 21：リチウムイオン電池の取扱い規制の見直し

【改革の方向性】

リチウムイオン電池の現在の規制について、電気用品安全法等の関連する規制を踏まえ、事業者及び関係省庁を交えた検討会等を開催の上、安全性の確保を大原則としつつ、封口前後の状態に応じた危険性を再検証し、その結果に応じて取扱の変更を行う。

【検討の対象】

対 象：消防法

検討の場：総務省 検討会

【結論を得る時期等】

- ・ 23年7月の閣議決定事項の前倒し。
- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 23年内に結論、速やかに措置。

○重点番号22：リチウムイオン電池の非常用電源としての使用解禁

【改革の方向性】

リチウムイオン電池を消防法上の非常用電源の蓄電池設備として活用できるよう、所要の規程を整備する。

【検討の対象】

対象：消防法
検討の場：総務省

【結論を得る時期等】

- ・ 現在、リチウムイオン電池を非常用電源の蓄電池設備として用いる場合に必要とされる安全対策について検討中。
- ・ 年内に結論を得た上で、消防法施行規則に基づく消防庁告示を改正する予定。

(3) 民生部門を中心とした省エネ規制の徹底・強化

省エネを推進するためには、我が国のエネルギー需要の1／3を占め、特に対策が遅れている民生部門の対策の強化が重要課題である。機器単体の省エネから、システムとしての省エネを進めるため、省エネや見える化に役立つエネルギー・マネジメント・システム（住宅向けのHEMS／建物向けのBEMS）やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）／ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の導入促進策、公共建築物による率先導入に加えて、関係省庁の連携の下、外壁・窓等の断熱性能に加え、照明・空調・給湯器等の高効率化、太陽光発電等の創エネ等を総合的に評価する省エネ基準を整備することを含め、省エネ基準の見直しを行うとともに、基準適合の段階的義務化に向けた検討等を行う。

○重点番号23：住宅・建築物の省エネ基準の見直し

【改革の方向性】

現行の住宅・建築物の省エネ基準について、外壁・窓等の断熱性能に加え、照

明・空調・給湯器等の高効率化、太陽光発電等の創エネについても総合的に評価する方向で見直しを行う。また、建築物について、現行の基準適合率等も踏まえつつ、省エネ基準を強化する。

【検討の対象】

対象：省エネ法等

検討の場：国土交通省・経済産業省合同によるWG等

【結論を得る時期等】

- ・ 22年6月の閣議決定において、建築物について、24年度の施行に向けて、23年度中に建築物全体でのエネルギー消費量を総合化した新基準を策定すること、住宅について、住戸全体のエネルギー消費の基準を検討することとされている。
- ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目
- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 建築物については24年度中に施行。
- ・ 住宅については24年度以降できる限り早期に施行。

○重点番号24：住宅・建築物のラベリング制度の充実

【改革の方向性】

住宅・建築物の省エネ性能を評価するラベリング制度の充実を図り、「見える化」を促進する。

【検討の対象】

対象：省エネ法等

検討の場：国土交通省・経済産業省合同によるWG等

【結論を得る時期等】

- ・ 22年6月、23年3月の閣議決定において、省エネ性能の「見える化」を促進することとされている。
- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 23年度中に検討開始。

○重点番号 25：住宅・建築物の省エネ基準適合の段階的義務化

【改革の方向性】

2020年までに全ての新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準適合義務化を実現するため、義務化の対象、時期、必要な支援策などについて、関係省庁が連携しながら検討を行う。

【検討の対象】

対 象：省エネ法等

検討の場：国土交通省・経済産業省合同によるWG等

【結論を得る時期等】

- ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目
- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目

(4) 熱エネルギーの有効利用の促進

我が国のエネルギー消費の相当程度を占める熱エネルギーに関しては、コジェネレーションやヒートポンプ等の熱源の共同利用や未利用熱エネルギーの利用により、大幅な省エネを達成できるとともに、自律・分散型のエネルギー源としても活用可能である。民間事業者や地方公共団体等が主導する熱エネルギーの有効利用の推進に向けた制度整備が重点課題である。

○重点番号 26：熱エネルギーの活用のための制度整備

【改革の方向性】

熱エネルギーの有効利用を進めるため、熱供給の柔軟な運用、河川熱や下水熱等の利用、熱導管の整備に関する規制緩和等を検討する。その際、まちづくりと一体となってエネルギーインフラの整備を検討することの重要性にかんがみ、まちづくり政策とエネルギー政策の縦割りを打破するような省庁横断的な新たな枠組みについて検討を行う。

【検討の対象】

対 象：熱供給事業法の特例措置、河川水熱利用に係る通達の改正、標準下水道条例改正・ガイドライン策定など

検討の場：経済産業省 総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会、国土交
通省 社会資本整備審議会

【結論を得る時期等】

- ・ 23年4月の閣議決定において、下水熱・河川熱等の未利用エネルギーの活用ルールを整備することとされている。
- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 23年内に検討を開始し、結論を得られたものから逐次措置。

○重点番号18：地球温暖化対策地方公共団体実行計画における再生可能エネルギー等導入の位置づけ強化（再掲）

【改革の方向性】

地方公共団体が主導した再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入促進のため、地球温暖化対策法において策定義務が課されている地方公共団体実行計画における導入目標の設定の在り方、条例との連携等について検討する。

【検討の対象】

対象：地球温暖化対策推進法（地方公共団体実行計画策定マニュアルを含む）
検討の場：環境省

【結論を得る時期等】

- ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目
- ・ 23年度に検討開始、24年度中に措置。

おわりに～規制・制度改革の重点課題の実行に向けたプロセス

規制改革アクションプランでは、原則、年度内に結論を得るべき規制・制度改革として、

- ・電力システムの改革で9項目（送配電、スマートメーター・電気料金、卸市場）、
 - ・再生可能エネルギーの導入加速で9項目（太陽、風力、地熱、再生可能エネルギー共通項目）、
 - ・省エネルギーの推進で8項目（ピーク対策、蓄電池、省エネ基準、熱利用）
- の重点課題を特定した。あわせて、その改革の方向性、検討対象（法律、政令改正、省令改正、規則改正など）、結論を得る時期等を明示した。

規制・制度改革に関する分科会⁴においては、エネルギー分野の改革が優先課題の一つとして議論されている。この規制改革アクションプランに従い、エネルギー・環境会議は、行政刷新会議や関係省庁と連携して検討を行いながら、各省庁における取組を促し、課題を解決する。

今後、民間からの意見聴取結果を踏まえつつ、年末には規制改革アクションプランの進捗報告をエネルギー・環境会議で行い、年度末には最終的な報告を取りまとめる。この中で、年内に措置が可能なものについては、速やかに措置する。

⁴ 「規制・制度改革に関する分科会」は行政刷新会議の下に設置されており、平成23年10月3日に分科会が開催された。

別表～国民的な議論を深めるために

再生可能エネルギーへの関心は高い一方で、規制・制度改革の対象となる項目や論点等が共有されておらず、個々の現場では過去の経験、他のケースの教訓が生かされていない。

このため、本文に掲げた重点課題を含め、現時点で関係府省が取り組むこととしている又は検討することとしている規制・制度改革事項を別表の「実施・検討事項詳細リスト」に取りまとめた。この中には、既に行政刷新会議などで議論され、改革の方向性について閣議決定されているものやその拡充・前倒しも含まれる。詳細リストの項目については、詳細リスト中のスケジュールに従い、検討・措置する。

この詳細リストは、再生可能エネルギーに関心のある民間事業者、地方自治体など多くの方々の議論をより意義深いものとすることを目的として公表する。また、このリストに掲げられた事項以外にも様々な規制・制度改革に関する要望や課題があり、これらについて、規制・制度改革に関する分科会等の場において幅広い検討がなされることが必要である。

革新的エネルギー・環境戦略は、本年7月29日決定の基本理念、すなわち、国民的な議論を経て決定することとしている。詳細リストは、この基本理念を実行するため明瞭化する。

(別表)エネルギー規制・制度改革アクションプラン 実施・検討事項詳細リスト

重点番号	通し番号	規制改革項目名	規制改革の内容	関連法律・政令の条項等	スケジュール等
1. 電力システムの改革					
1-1. 分散型電源の活用拡大(自家発や再生可能エネルギー等の分散型原電の参入促進とこれを支える送配電事業の中立性・公平性強化)					
重点1	1	自家発補給契約の見直し	自家発等の保有者は、発電機を系統に連系する際の事実上の要件として、自家発の故障等に備えた自家発補給契約(バックアップのための売電契約)を電力需給契約とセットで締結することを求められているが、自家発の供給力の有効かつ積極的な活用の観点から、自家発補給契約のみを異なる事業者と締結することを実質的に可能とするなど、その負担を実質的に引き下げる方向でルール等を見直す。	-	23年度中に結論、速やかに措置。
	2	自家発アンシラリーサービス料金の見直し	自家発を設置する場合に、容量ベース(kW)で各電力会社が徴収するアンシラリーサービス(電力の安定のために一般電気事業者が行う周波数維持等のサービス)料金について、系統全体の調整機能の確保方策の観点も踏まえ、その在り方を再検討する。		23年度中に検討開始
重点2	3	インバランス料金の引下げ	自家発等の積極的な活用の観点から、市場監視の実施を前提に、夜間等、取引所価格が相対的に低い時間帯において、特定規模電気事業者の託送に係る同時同量ルールに基づきインバランス料金の水準を客観的データに基づき大幅に引き下げ、その関連データを公開する方向で見直す。	一般電気事業託送供給約款料金算定期規則	23年度中に結論、速やかに措置。
重点3	4	自家発余剰電力の有効活用	電力需給が逼迫している中で、需要家が自家発で発電した電気を、電力会社の系統(送電網)を活用して別の需要地にある自社又は関係会社等で有効活用することなどにより、需要家による節電の取組の選択肢を拡大する。	-	23年度中に結論、速やかに措置。
重点4	5	送電における広域的運用の実施	再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、特に東日本地域において、隣接する一般電気事業者の調整力(余剰電力発生時等の下げしろ)等も活用することにより、風力発電の導入量を拡大する方向で運用を見直し、その内容を公表する。 中期的には、再生可能エネルギーの導入拡大や自家発等を活用した広域的な電力供給更に促すため、50ヘルツ地域、60ヘルツ地域全体でインバランス算定を行うとともに、30分一定量の計画値によらずとも連系線の利用を可能とすることを含めて検討する。	-	前段(隣接一般電気事業者の調整力の活用)については、23年度中に結論、速やかに措置。 後段(同時同量ルールの広域的運用)については、23年度中に検討開始。
	6	一般電気事業者管内における再生可能エネルギーの導入可能量拡大	再生可能エネルギーの導入促進の観点から、各一般電気事業者管内における風力発電等の再生可能エネルギーの導入可能量を拡大する方向で改めて精査する。	-	23年度中に検討開始、結論を得て速やかに実施。
重点5	7	再生可能エネルギーの優先接続ルールの整備	買取制度のもとで、再生可能エネルギーの多様なプレーヤーによる導入を促すための接続ルールを整備、公表する。 また、一般電気事業者は接続の可否の判断について接続申請者に対し説明責任を負い、紛争となる場合には、一般電気事業者が一義的な証拠責任を負う方向で、中立的な第三者が裁判外紛争処理(ADR)を行うよう、ルールを策定する。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 電気事業法 送配電等業務支援機関(ESCI)のルール	23年度中に結論、再生可能エネルギーの買取制度の導入に合わせて措置。
重点5	8	再生可能エネルギーの優先給電ルールの整備	再生可能エネルギー電源について、需要が少ない時期等における給電指令時の出力抑制順位を下位に設定することにより、優先的な給電を確保するよう、ルールを策定する。	送配電等業務支援機関(ESCI)のルール	23年度中に結論、再生可能エネルギーの買取制度の導入に合わせて措置。
	9	蓄電池を利用する際の託送ルールの見直し	蓄電池の活用と競争条件公平化の観点から、蓄電池を活用する際に託送料金が2回課金される状況を改める。具体的には揚水発電と同様に、蓄電池経由の送電は託送料金が1回だけ課金されるようルールを見直す。	電気事業法の特例承認	23年度中に結論、速やかに措置。
	10	情報開示の強化・透明性の向上	電力の需給予想や需給動向、各社の収支情報や規制料金算定の基礎となる数字(供給約款及び託送供給約款の変更届出書等)等について、透明性向上の観点から、電気事業者による積極的な公表・情報提供を促す。	-	23年度中に結論、速やかに措置。
	11	送電システムの機能強化(マスター・プラン策定)	連系送電線の強化による広域的電力供給確保の強化や、地域間の電力融通をより柔軟に行うこと等を可能とするため、連系線の強化等に係るマスター・プランを策定する。	-	23年度中に策定
	12	日本卸電力取引所取引におけるゼロヒモ付けルールの廃止	自家発等の卸電力市場への参入を促進するための手続負担の緩和の観点から、日本卸電気取引所の取引を行う際に、トラブル等で電源の変更を行う際、予備電源としてあらかじめ特定した電源以外の活用を禁止するルール(ゼロヒモ付けルール)を廃止するなどの負担緩和措置を講じる。	-	23年度中に結論、速やかに措置。
	13	一般電気事業者による調達コスト低減に向けた効率化	再生可能エネルギーの大量導入にも対応した送電・配電網の強化や、スマートメーターの導入等に対応して、今後、性質上独占である送配電部門をはじめとしてさまざまな調達が行われる中で、コストの上昇を抑制する観点から、入札による調達を積極的に実施するなど、一般電気事業者による一層の効率化努力を求める、その状況について適切な形で説明・公表を求める。	-	23年度中に結論、速やかに措置。

(別表)エネルギー規制・制度改革アクションプラン 実施・検討事項詳細リスト

重点番号	通し番号	規制改革項目名	規制改革の内容	関連法律・政令の条項等	スケジュール等
1-2. スマートメーターの導入促進と柔軟な電気料金メニューの設定(需要システム)					
重点6	14	柔軟な料金メニューの設定と需要家によるピークカット・省エネの誘引強化	産業・業務・家庭すべての部門において需給動向の変化を踏まえた柔軟な料金メニューを設定し、需要家による主体的な節電に向けたインセンティブを強化する。	-	23年度中に結論、速やかに措置
	15	需要家の選択肢拡大のための小売自由化範囲の拡大の検討	小売事業解禁も含めた小売自由化範囲の拡大を検討する。	電気事業法	23年度中に検討開始
重点7	16	スマートメーターの導入促進(電気事業者による導入)	スマートメーターを今後5年以内に総需要の8割まで集中整備するとの政府目標に向け、一般電気事業者によるメーターの加速的な導入を制度的に担保する仕組みを整備する。		23年度中に結論、速やかに措置。
重点7	17	スマートメーターの導入促進(検定料の見直し)	スマートメーターの導入インセンティブを付与する観点から、計量法に基づく検定手数料を引き下げる方向で見直しを行う。	計量法関係手数料令	23年度中に結論、速やかに措置。
重点8	18	スマートメーターのインターフェース等の標準化	家庭におけるエネルギー使用情報の活用による一層の省エネを図るべく、スマートメーターとHEMSとの情報連携に必要なインターフェースの標準化及びその前提となる電力会社等から提供されるデータフォーマットの統一を行う。	-	23年度中に結論、速やかに措置。
	19	需要家群による需給管理の推進	複数の需要家等の需給の一括管理を行うアグリゲーター等の事業が可能となるよう、必要な仕組みを整備する。	-	23年度中に結論。速やかに措置。
	20	電力使用制限の手続の明確化等	電力使用制限(電気事業法第27条)についての手続、罰則の発動に関する規定について、必要に応じて見直しを行う。	電気事業法	23年度中に検討開始。
1-3. 卸市場の活性化によるコスト低減(発電システム)					
	21	新規電源設置におけるIPP入りの実施	電力コスト上昇を抑制する観点から、過去の火力全面入札制度やその後の環境変化も踏まえつつ、一般電気事業者が新規電源を設置する場合には、入札により自社電源と独立系発電事業者(IPP)のうちコストの安い電源を導入することを原則とし、その結果について一般電気事業者に報告を求める。	-	23年度中に結論。
	22	一定規模以上の発電事業者の電気事業法における位置づけの明確化	一定規模以上(たとえば1万kW以上)の発電事業者を届出制とし、緊急時における供給命令の対象とすることにより、緊急時における供給主体として位置付ける。	電気事業法	23年度中に検討開始。
	23	電力供給計画における国の関与の強化	現状、国が供給計画の変更命令を発動することは、「広域的運営による電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適切でないと認められるとき」に限定されているが、この要件を見直し、安定供給確保や連系線増強等に向けた国の関与を強化する。また、広域的な運用を踏まえつつ、予備率目標に係る国の関与のあり方についても、合わせて検討する。	電気事業法	23年度中に検討開始。
重点9	24	卸・IPPの発電余力の活用	卸電気事業者及び卸供給事業者(IPP等)については、通常、契約において40~80%の設備利用率をベースとした発電パターンが定められているため、夜間等に発電余力があるケースがある。設備利用率を向上させて取引所への玉出しが等を行うことで、(1)卸・IPPは追加的な利益を獲得し、(2)卸・IPPと契約する電力会社は、卸供給契約における固定費部分の実質的な引き下げを受け(利益の一部配分を受ける)、(3)買い手側電力会社は、火力代替電源の焚き増しによるコスト増加を抑制することが可能。このため、電気事業法第22条の卸供給契約との関係を整理し、IPPの余剰電力の活用が可能となるルールを整備する。	電気事業法第22条	速やかに結論、年内に措置。
	25	常時バックアップ・部分供給のあり方見直し	常時バックアップについては、PPSが卸電力取引所のスポットとの裁定取引が可能な制度設計となっており、望ましい市場形態とはいえない。他方で、新規参入者によってはベース電源(原子力・石炭・水力)の確保が困難であることから、常時バックアップの料金体系をベース系(基本料金を上げ、従量料金を下げる)とする方向で見直す。これにより、小売分野におけるミドル・ピーク電源での競争を促す。または、現状、禁止はされていないものの広がっていない部分供給について、需要家が望む場合には電力会社が応じることを求め(ガイドライン化)、ベース部分を電力会社が供給し、ミドル・ピークでの競争を促す。	適正な電力取引についての指針	23年度中に検討開始。
	26	逆潮流防止装置設置に係る運用見直し	自家発・分散型電源の系統連系協議に際して、逆潮流を希望する電源に対して逆潮流を認めない運用をしていると捉えられる事例があるが、単独運転防止装置の設置等で保安上及び電力品質上の措置が講じられているケースでは、合理的な要件とはいえない、自家発を抑制する方向に働くため、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインや電気設備の技術基準の解釈に沿った対応を求める。	-	23年度中に結論、速やかに措置。
	27	卸電力取引所の中立化・法定化	一般電気事業者以外の多様な主体による電気事業への参入を促し、電力供給体制をより柔軟化するため、卸電力取引所の法定化等の改革を行う。あわせて、卸取引所の活用の抜本的拡大を図るために制度的枠組みについても検討する。	電気事業法	23年度中に検討開始。

(別表)エネルギー規制・制度改革アクションプラン 実施・検討事項詳細リスト

重点番号	通し番号	規制改革項目名	規制改革の内容	関連法律・政令の条項等	スケジュール等
	28	卸電力市場の整備・活性化	震災直後に東京電力管内で、日本卸電力取引所の取引が中止になつたことを踏まえ、取引の実施及び中止について、取引所におけるルールを明確化する。 また、事故時等における代替供給力の確保をより円滑化する観点から、時間前市場取引(第2場等)における連系線分断を原則として撤廃する方向で見直しを行う。また、卸電力取引所における自家発等による市場への応札を増加させるインセンティブとする観点から、卸電力取引所のスポット取引におけるブロック商品について、費用対効果も踏まえつつ、導入を検討する。	-	23年度中に結論、速やかに措置。
	29	再生可能エネルギーの買取りにおける専用線での全量買取りの実施	特別高圧又は高圧の需要家が一定規模以下の発電設備を設置して全量買取を求める場合において、需給契約のための引込線と別途、高圧又は低圧の送配電線へ専用線で連系し買取りを求めることを認める。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 電気事業法	23年度中に結論、全量買取制度の実施と合わせて措置。
	30	リスクに強い燃料供給体制の整備(石油)	災害時等の緊急時における燃料供給の実効性を高めるため、石油の備蓄等に関する制度のあり方を検討する。	石油備蓄法、石油需給適正化法	23年度中に検討開始、23年度中結論
	31	リスクに強い燃料供給体制の整備(天然ガス)	エネルギーの安定供給に資する天然ガスパイプラインの整備等に関する制度を検討する。	ガス事業法	23年度中検討開始
	32	ガス導管事業の用に供する導管の道路占用許可 [23年4月閣議決定]	省エネ・省CO ₂ 化に資する天然ガス供給拡大のためのガスパイプラインの敷設円滑化という公共性の高さ及び政策的課題の実現の観点から、経済産業省及び国土交通省は、事業者によるパイプラインの設置計画等を関係道路管理者に情報提供することにとどまることなく、両省が協議の上、道路占用許可が円滑に取得できるよう検討し、結論を得る。その上で、国土交通省は関係道路管理者に対して、当該事務の取扱いを通知するとともに、本通知が道路管理者において周知徹底されるよう取り組むこととする。	道路法第32条、第33条、第36条	23年度中検討・結論・措置
	33	ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化(河川縦断時の埋設要件・河川区域内での防護装置) [23年4月閣議決定]	① 河川近傍における占用施設の安全性確保の観点も踏まえ、河川の一部を縦断する占用に対して、どのような社会的な要請があるかを明らかにして、河川の規模や状況等に応じた、治水上面問題とならない縦断占用の要件等を明確化する方向で検討し、結論を得る。 ② また、河川区域内での防護装置についても、二重構造と同程度の安全性を有する一重構造が実用可能かについて技術的な調査を実施する。	河川法	①22年度検討開始、23年度中結論 ②22年度検討開始、23年度中結論
	34	ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化(高速道路の占用許可要件) [23年4月閣議決定]	高速道路については、道路法に基づく義務的占用の対象であり、許可基準(手続・技術的基準)も一般道路等と同様の取扱いとなることについて関係道路管理者に対して、周知する。	道路法第3条、第36条	23年度中措置
	35	ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化(農業用道路の占用許可要件) [23年7月閣議決定]	社会インフラの整備に係る地方公共団体及び土地改良区が所有する農業用道路の占用許可要件等について、農林水産省は、道路法の取扱い(義務的占用)を参考とし、占用条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係地方公共団体等に対して、当該事務の取扱いを通知する。	-	23年度中結論・措置
	36	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化 [23年7月閣議決定]	①農地転用が認められた事業実施に際し、機材の保管や重機等の搬入出用、立て杭用として一時的に農地転用許可を受けていない農地を仮設用地に利用する場合については、農地転用許可ではなく、一時転用許可で足る旨、周知徹底する。 ②ガス事業法によるガス工作物の設置又は管理に係る行為は、公益性が特に高いと認められる事業として、農用地区域内の開発行為に関して都道府県知事の許可が不要とされていることを周知徹底する。	農地法、農業振興地域の整備に関する法律	①23年度中措置 ②23年度中措置

2. 再生可能エネルギーなどの導入加速(供給構造改革)

2-1. 太陽光発電					
重点10	37	電気事業法上の保安規制の見直し	500kW以上の太陽光発電設備に求められる工事計画届出及び使用前安全管理審査の不要範囲を拡大する。また、使用前安全管理審査における負荷遮断試験等の試験方法を合理化する。	電気事業法	工事計画届出及び使用前安全管理審査の不要範囲拡大については、23年度中に結論、速やかに措置。 負荷遮断試験等の試験方法合理化については、24年度中に結論、速やかに措置。
重点11	38	工場立地法上の取扱いの見直し	メガソーラー(1000kW以上の大規模太陽光発電施設)の立地制約として指摘されている工場立地法上の生産施設面積規制(敷地面積の50%以内)について検討し、所要の見直しを行う。	工場立地法第4条に基づく準則	23年度中に結論、速やかに措置
	39	農地法面を利活用した太陽光発電設備設置に係る基準の見直し [23年7月閣議決定]	農地の有効活用の観点から、畦畔・法面部分における太陽光発電設備の設置に当たっての農地転用許可の要否に係る判断基準を明確化し、関係者へ周知徹底を行う。	農地法第4条第1項	23年12月までを目標に、地方農政局及び都道府県に対し農村振興局長通知を発出し、都道府県を通じて市町村及び農業委員会へ左記内容を周知。
	40	太陽光発電の附属設備を収納するコンテナに関する建築基準法及び消防法上の取扱いの明確化	パワーコンディショナー・蓄電池等の太陽光発電システム機器を収納する専用コンテナについて、その利用実態等を踏まえて建築基準法上の取扱いの明確化を図ることを検討するとともに、消防法上の消防用設備等の設置に関する取扱いを明確化する。	建築基準法 消防法	建築基準法:23年度中検討、結論 消防法:23年度中措置
	41	道路への設置許可対象の範囲拡大 [23年4月閣議決定]	太陽光発電設備について、道路構造及び交通の安全に与える影響を勘案し、道路占用許可対象物件への追加を検討し、結論を得る。	道路法第32条、第33条	23年度中検討・結論

(別表)エネルギー規制・制度改革アクションプラン 実施・検討事項詳細リスト

重点番号	通し番号	規制改革項目名	規制改革の内容	関連法律・政令の条項等	スケジュール等
		2-2. 風力発電			
重点12	42	自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインの見直しの検討	自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについて、事業者等の意見を聴取した上で、風力発電の特性を踏まえた見直しを行うことを検討する。	風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン	23年内に事業者等の意見を聴取した上で、見直しを検討
	43	風力発電に関する構造基準の見直し	風力発電機に関する構造基準の合理化に向けて、事業者等との検討を進める。	建築基準法	早期に結論・措置
重点13	44	海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針(仮称)の策定	洋上風力発電等の海洋再生可能エネルギーについて、大規模な総合実証実験海域の整備や漁場利用との調整円滑化に向けた仕組み等について検討を行い、制度整備方針を策定する。	海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針(仮称)の策定	23年度中に検討開始、24年春頃に総合海洋政策本部会合で決定し、逐次措置
重点13	45	洋上風力発電に関する諸規制について整理・検討	洋上風力発電に関する制度環境を整備すべく、建築基準法、電気事業法その他の関係法令上の取扱い等、諸規制の適用のあり方について整理・検討する。	建築基準法、電気事業法など	23年度中に検討開始
重点13	46	浮体式洋上風力発電に関する安全基準等の創設等	浮体式洋上風力発電施設特有の課題である漂流、転覆、沈没等、浮体・係留設備の安全性に関する技術的検討を行い、安全ガイドラインを策定する。	安全ガイドラインの策定	23年度中に検討開始
		2-3. 地熱発電			
重点14	47	自然公園法に基づく立地規制の許可要件の明確化等	地熱発電施設を当分の間6箇所に限定するという通知を廃止し、傾斜掘削による自然公園の地下開発であれば許可可能である旨を通知するとともに、自然公園の区分や開発段階(地表探査、掘削調査、発電設備設置等)ごとに開発許可が可能となる要件や方法を検討し、明確化する。併せて、具体的な案件を対象に関係者の合意形成・連携促進のための優良事例の形成を図る。	自然公園法施行規則第11条、地熱発電に係る過去の通知	23年度中に結論、速やかに措置
重点15	48	温泉法における掘削許可の判断基準の考え方の策定	地熱発電のための掘削が温泉に及ぼす影響について、関係者に意見を聴取の上、科学的に検討を行い、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定する。	温泉法第4条の運用	23年度中結論・措置
	49	温泉審議会等の構成員のあり方の見直し	掘削許可の可否について審議する温泉審議会において近隣温泉への影響等を技術的・科学的見地から判断できる地質等の専門家の参画を検討するよう通知する。	温泉法第4条の運用	23年度中結論・措置
	50	掘削許可の対象の明確化	温泉法上の掘削許可の対象は温泉を湧出させることを目的とする場合であり、温泉の湧出を目的としないいわゆる調査井や還元井については、掘削許可の対象外である旨明確化する。	温泉法第4条の運用	23年度中結論・措置
	51	ボイラー・タービン主任技術者の選任範囲の見直し	地熱バイナリー発電(温泉発電)に関するボイラー・タービン主任技術者の不要範囲を拡大する。その他フラッシュタイプ等の地熱発電についても、ボイラー・タービン主任技術者の不要範囲の拡大を必要に応じて検討する。	電気事業法	地熱バイナリー発電については、23年度中措置。 その他の方式については、24年度結論、必要に応じて速やかに措置。
	52	地熱発電所の热水の多目的利用	地熱発電に利用した热水を地域の暖房システムや道路の融雪、温泉旅館などへ多目的利用する場合、熱利用地した热水の地下への還元ができるよう、水質汚濁防止法等の趣旨を踏まえ、地下水・地盤環境への影響を適切に配慮し、円滑に地熱利用が図られることが可能となる要件や方法について明確化する。	水質汚濁防止法第12条、第12条の3	23年度中検討開始
	53	環境影響評価の迅速化	地熱発電等再生可能エネルギーに係る環境影響評価について、手続きの迅速化が図られるよう、事業者が行う環境影響評価に必要となる情報提供を行う。	環境影響評価法	23年中検討開始
		2-4. 水力発電・バイオマス			
	54	河川環境・発電規模・利用場面等に応じた水利権の許可手続きの合理化	小水力発電に関しては、過去に閣議決定された改革事項を含め、一連の規制・手続き等に關して、次のスケジュールにより見直しを進めていく。具体的には、23年度中に、従属発電に係る水利使用許可手続の簡素化・標準処理期間の短縮化、一定の小水力発電に係る河川環境調査等の不要化を行うとともに、発電水利権の許可手続に関する相談窓口を設置する。加えて、小水力発電施設に係る構造基準の検討・河川環境への影響度に係る調査研究に23年度中に着手するとともに、構造基準に關しては早期に結論を得る。	河川法	規制改革の内容の欄のスケジュールに沿って対応
	55	自然公園内における小水力発電設備設置に係る審査手続の簡素化 [23年7月閣議決定]	周辺環境に与える影響が小さいと判断される小規模な水力発電設置や既設設備を利用した発電設備の設置については、自然公園法に基づく許可に係る環境影響調査を不要とする、あるいは、既往の文献調査や聞き取り調査のみで可とするなど、当該調査の在り方について広く周知することにより、審査手続の透明化を図る。	自然公園法	23年度中措置
	56	ダム水路主任技術者の取扱いの見直し [23年4月閣議決定]	ダムを有する大規模水力発電所等と比較して、公衆や第三者に対するリスクが小さいと考えられる小水力発電所については、一定の条件の下、外部の有資格者をダム水路主任技術者に選任すること(いわゆる派遣)を可能とする。	電気事業法	23年度中検討・措置
	57	木質バイオマスを火力発電所等でボイラー燃料として利用する場合の規制の在り方の検討	木質バイオマスを火力発電所等でボイラー燃料として利用する場合の廃棄物処理法に基づく規制の在り方について、実態を十分に把握した上で必要に応じて見直しを行う。	廃棄物処理法	引き続き検討
	58	準工業地域におけるバイオガスの製造の適用除外 [23年4月閣議決定]	下水処理場を所有する地方公共団体の公共性の高さ及び省エネ・省CO2化に資する政策的課題の実現の観点から、製造工程が消化ガスに含まれる不純物除去等であり、高度な製造技術を要しない下水処理場等で発生のバイオガスについて、建築基準法施行令の適用除外・技術的指針の明示等により、立地を容易にする方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。	建築基準法	23年度中検討・結論・措置
	59	バイオマス資源の利用拡大	バイオマス資源の利用円滑化に向けた規制の見直し等について検討する。	-	23年度中に検討開始

(別表)エネルギー規制・制度改革アクションプラン 実施・検討事項詳細リスト

重点番号	通し番号	規制改革項目名	規制改革の内容	関連法律・政令の条項等	スケジュール等
		2-5. 再生可能エネルギー電源共通項目			
重点16	60	農山漁村における導入促進に係る農林地等の利用調整の円滑化	農山漁村において再生可能エネルギーの導入を促進するため、食料供給及び国土保全と両立する土地等の利用調整に関する適切な方針に基づき再生可能エネルギー発電施設を導入する場合の農地法、森林法の特例、耕作放棄地の集約化や農地の換地に関する特例措置等を講ずるための制度の創設に関する課題について検討を行う。	農地法、森林法など	23年度中結論
	61	国有林野における許可要件・基準の見直し① [23年7月閣議決定]	① 再生可能エネルギー発電設備に係る国有林野の貸付要件のうち、地方自治体の基本構想等への位置付けについては、地方自治体(議会を含む)の「同意」でも可能とする。また、売電先規制については、これまでの一般電気事業者に加え、卸電気事業者、特定電気事業者を追加し、これらの事業者への売電量が発電量の過半を超えるのであれば貸付要件を満たすことを明確化する。 ② あわせて、全量固定価格買取制度に係る法案が成立し、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合には、貸付要件に係る売電先に特定規模電気事業者を追加する。 ③ 熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業については、事業終了後の施設の撤去等について、当該事業者が十分確実な履行能力を有すると明確に認められる場合、又は、発電事業者と附属のエネルギー供給事業者とが協定を結ぶなどにより、双方が連帯して責任を負うことが明確である場合に、貸付対象として認めることを明確化する。	国有林野の管理経営に関する法律 第7条第1項、林野庁長官通知「国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて」	林野庁長官通知「国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて」を23年度中に改正。
重点17	62	国有林野における許可要件・基準の見直し② [23年7月閣議決定]	再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業に公共性・公益性を認めることが視野に入れ、国有林野を使用させる場合について明確化するように関係省庁間で検討・整理する。	再生可能エネルギー発電事業等の用への国有林野の使用に係る関係法令等	関係省庁間で23年度中に検討・整理し、結論
	63	民有林における開発許可に係る取扱いの明確化 [23年7月閣議決定]	残置森林及び隣接地に係る地権者等の同意は、林地開発許可制度上、必要条件とはなっていないことを改めて周知する。	森林法施行規則第2条第2号の運用	23年度開催の都道府県の実務担当者会議等を通じて都道府県へ左記内容を改めて周知。
	64	保安林における許可要件・基準の見直し [23年7月閣議決定]	① 保安林の指定目的や指定状況を再精査する手法を整理し、その手法を踏まえ、適切に対応する。 ② 再生可能エネルギーの重要性に鑑み、全量固定価格買取制度に係る法案が成立し、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合には、保安林の持つ水源涵養や災害防止等の機能にも十分配慮した審査を行うことを前提に、急傾斜地等に崩壊しやすい箇所等を除くという原則に従い、地域で推進すべき位置付けにある事業を「公益上の理由」による解除として取り扱う。 ③ 再生可能エネルギーの重要性に鑑み、保安林を再生可能エネルギー設備に供する場合の許可要件(保安林内作業許可及び保安林指定解除)について、実情を踏まえつつ、運用に係る留意事項を整理の上、都道府県へ周知する。	森林法第26条、第26条の2(保安林指定解除)、第34条(保安林内作業許可)	① 23年度中に保安林の再精査の手法を整理するとともに、24年度以降地域森林計画等の樹立に併せて、順次再精査を実施。 ② 再生可能エネルギー発電設備の認定基準の制定に併せて運用通知により都道府県等へ左記内容を通知。 ③ 24年度に都道府県実務担当者会議等を通じて都道府県へ左記内容を周知。
	65	農地における開発に係る取扱いの周知 [23年7月閣議決定]	第2種農地及び第3種農地に該当する土地については、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー発電設備及び再生可能エネルギー発電事業者による送電用電気工作物等の設置が可能であること、並びに耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、事業主体によらず、再生可能エネルギー発電設備及び送電用電気工作物等の設置が可能であることを周知する。	農地法第4条第1項、第5条第1項	23年12月までを目標に、地方農政局及び都道府県に対し農村振興局長通知を発出し、都道府県を通じて市町村及び農業委員会へ左記内容を周知。
	66	農用地区域内における開発に係る取扱いの周知 [23年7月閣議決定]	農用地区域内の耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、農用地区域からの除外手続を経ることにより、再生可能エネルギー発電事業者による送電用電気工作物等の設置が可能であることを周知する。	農業振興地域の整備に関する法律 第15条の2	23年12月までを目標に、地方農政局及び都道府県に対し農村振興局長通知を発出し、都道府県を通じて市町村及び農業委員会へ左記内容を周知。
	67	固定価格買取制度の創設	再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度の施行に向けてルールを整備する。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	24年7月1日施行に向けて対応
重点18	68	地球温暖化対策地方公共団体実行計画における再生可能エネルギー等導入の位置付け強化	地方公共団体が主導する再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入促進のため、地球温暖化対策において策定義務が課せられている地方公共団体実行計画における導入目標の設置の在り方、条例との連携等について検討する。	地球温暖化対策推進法第20条の3、「地方公共団体実行計画策定マニュアル」	23年度中に検討開始、24年度措置
	-	送配電システムの機能強化(マスター・プラン策定)	<1-1 送配電事業の中立性・公平性 番号11の再掲>	-	-
重点4	-	送電における広域的運用の実施	<1-1 送配電事業の中立性・公平性 番号5の再掲>	-	-
	-	一般電気事業者管内における再生可能エネルギーの導入可量拡大	<1-1 送配電事業の中立性・公平性 番号6の再掲>	-	-
重点5	-	再生可能エネルギーの優先接続ルールの整備	<1-1 送配電事業の中立性・公平性 番号7の再掲>	-	-
重点5	-	再生可能エネルギーの優先給電ルールの整備	<1-1 送配電事業の中立性・公平性 番号8の再掲>	-	-
	-	再生可能エネルギーの買取における専用線での全量買取の実施	<1-3 卸市場の活性化 番号29の再掲>	-	-

(別表)エネルギー規制・制度改革アクションプラン 実施・検討事項詳細リスト

重点番号	通し番号	規制改革項目名	規制改革の内容	関連法律・政令の条項等	スケジュール等
3. 省エネルギーの推進(需要構造改革)					
	3-1. 需要側における電力ピーク対策の導入				
重点19	69	省エネ法におけるピーク対策の積極評価	工場等のエネルギー対策において、エネルギー使用量の原単位改善に加え、分散型電源、蓄電池等によるピークの平準化を総合的に評価できる体系とする。ピークシフトの目標を設定し、その目標を達成すれば、エネルギー使用量の原単位改善目標を緩和できることとすることについて検討する。	省エネ法	23年度中に検討を開始し、結論を得られたものから逐次措置。 法的対応が必要な場合には次期通常国会で提出。
重点20	70	需要側のピーク対策における供給事業者側の協力	エネルギー供給事業者に対して、需要側のピーク対策への協力計画(エネルギー情報の提供、スマートメーターの導入等)の策定・公表を義務づける。	省エネ法	23年度中に検討を開始し、結論を得られたものから逐次措置。 法的対応が必要な場合には次期通常国会で提出。
	3-2. 蓄電池の利用拡大				
重点21	71	リチウムイオン電池の取扱い規制の見直し	リチウムイオン電池の現在の規制について、電気用品安全法等の関連する規制を踏まえ、事業者及び関係省庁を交えた検討会等を開催の上、安全性の確保を大原則としつつ、封口前後の状態に応じた危険性を再検証し、その結果に応じて取扱いの変更を行う。	消防法	23年中に結論、速やかに措置。
重点22	72	リチウムイオン電池の非常用電源としての使用解禁	リチウムイオン電池を消防法上の非常用電源として活用できるよう、所要の規程を整備する。	消防法	現在、リチウムイオン電池を非常用電源の蓄電池設備として用いる場合に必要とされる安全対策について検討中。 年内に結論を得た上で、消防法施行規則に基づく消防庁告示を改正する予定。
	-	蓄電池を利用する際の託送ルールの見直し	<1-1 送配電事業の中立性・公平性 番号9の再掲>	-	-
	3-3. 民生部門を中心とした省エネ規制の徹底・強化				
重点23	73	住宅・建築物の省エネ基準の見直し	現行の住宅・建築物の省エネ基準について、外壁、窓等の断熱性能に加え、照明・空調・給湯器等の高効率化、太陽光発電等の創エネについても、総合的に評価する方向で見直しを行う。また、建築物について、現行の基準適合率等も踏まえつつ、省エネ基準を強化する。	省エネ法等	建築物については24年度早々に措置。 住宅については24年度以降できる限り早期に措置。
重点24	74	住宅・建築物のラベリング制度の充実	住宅・建築物の省エネ性能を評価するラベリング制度の充実を図り、「見える化」を促進する。	省エネ法等	23年度中に検討開始
重点25	75	住宅・建築物の省エネ基準適合の段階的義務化	2020年までに全ての新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準適合義務化を実現するため、義務化の対象、時期、必要な支援策などについて、関係省庁が連携しながら検討を行う。	省エネ法等	2020年までに、新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準適合義務化を実現。
	3-4. 熱エネルギーの有効利用の推進				
重点26	76	熱エネルギーの活用のための制度整備	まちづくりと一体となってエネルギーインフラの整備を進めるような省庁横断的な新たな枠組みについて、新法の創設も含めて検討する。また、熱供給の柔軟な運用、河川熱や下水熱等の利用、熱導管の整備に関する規制緩和等について検討する。	熱供給事業法の特例措置 河川水熱利用に係る通達の改正 標準下水道条例改正・ガイドライン策定など	23年中に検討を開始し、結論を得られたものから逐次措置。
	77	下水熱・河川熱等の未利用エネルギーの活用ルールの整備 [23年4月閣議決定]	① 下水熱、海水熱、地下水熱等を利用した熱供給を行う際に必要となる手続やルールを明確化・簡素化する。 ② 河川水の熱利用のための水利使用許可手続における審査方法等について、上記の結果や民間事業者等からの要望等を踏まえ、見直しを検討し、結論を得る。 ③ また、これらの手続やルールの検討に当たっては、関係省庁(国土交通省、環境省、経済産業省、農林水産省)が連携し、事業者の利便性にも配慮したものとする。その際、内閣府がフォローアップ主体となって進捗管理を行う。	港湾法 海岸法 漁港漁場整備法 建築物用地下水の採取の規制に関する法律 工業用水法 河川水熱利用に係る通達の改正 標準下水道条例改正・ガイドライン策定	①23年度中措置 ②23年度中検討・結論 ③23年度中措置
重点18	-	地球温暖化対策地方公共団体実行計画における再生可能エネルギー等導入の位置付け強化	<2-5 再生可能エネルギー共通 番号68の再掲>	-	-